



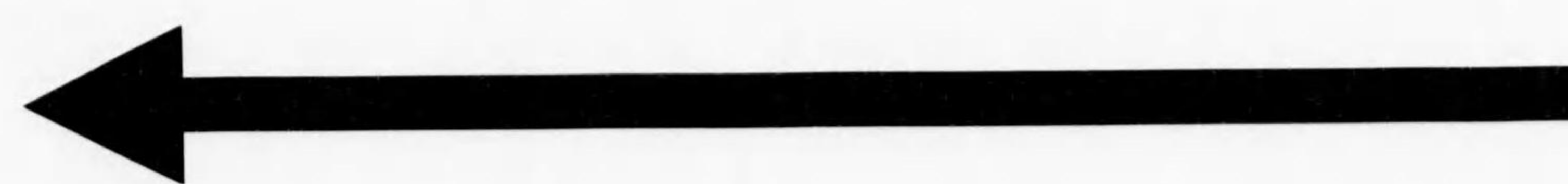
南支那及南洋調查第一百五十八輯

支那內國關稅制度

其一

臺灣總督官房調查課

始



14.25-478



凡例

一、本書は支那内國關稅制度に關し、臺灣總督府翻譯官井出季和太氏が調査研究せられたものの中、其壹部を叙述したものである。

二、本書は古來支那に發達した釐金其他内國通過稅の體系を解説したもので、今日の支那關稅制度改正問題の研究に就ても亦有益な參考資料である。

三、本書は執務並に閱覽の便宜を圖り、印刷を以て筆寫に代へたもので、敢て之れを公刊せるものでない。

昭和四年二月

臺灣總督官房調査課



得寄贈本

支那内國關稅制度 其一

目次

第一章 緒論	一
第二章 支那内國關稅の發達	一
第一款 古代の關市稅	一
第二款 中古の内國關稅	一九
第一項 秦漢時代	一九
第二項 魏晉南北朝時代	二一
第三項 隋唐時代	二四
第三款 近古の内國關稅	二七
第一項 五代	二七
第二項 宋代以降明代迄	二九
第一目 序論	二九

第二目 宋時代……………三〇

第一總 說……………三〇

第二 稅局の濫興……………三二

第三 商稅の重徵と稅法の紊亂……………三三

第四 課稅の減免……………三七

第五 外國貨物に對する内國關稅の減免……………四〇

第六 商稅の稅率……………四二

第七 落地稅の課徵……………四三

第八 稅法の維持……………四四

第九 商稅收入……………四五

第三目 遼金時代……………四七

第四目 元時代……………四八

第五目 明時代……………五二

第一總 說……………五二

第二 内國關稅の新設……………五六

一 鈔關稅……………五六

(イ) 鈔關の設立……………五六

(ロ) 鈔關の折收法……………六〇

(ハ) 鈔關の監收及徵稅法……………六四

二 崇文門稅其他通過稅……………六七

三 工部關稅……………七〇

第三 課稅の減免……………七三

第四 免重徵制……………七六

第五 稅法の維持……………七七

一 商民に對する取締規定……………七七

二 稅吏に對する處罰規定……………七八

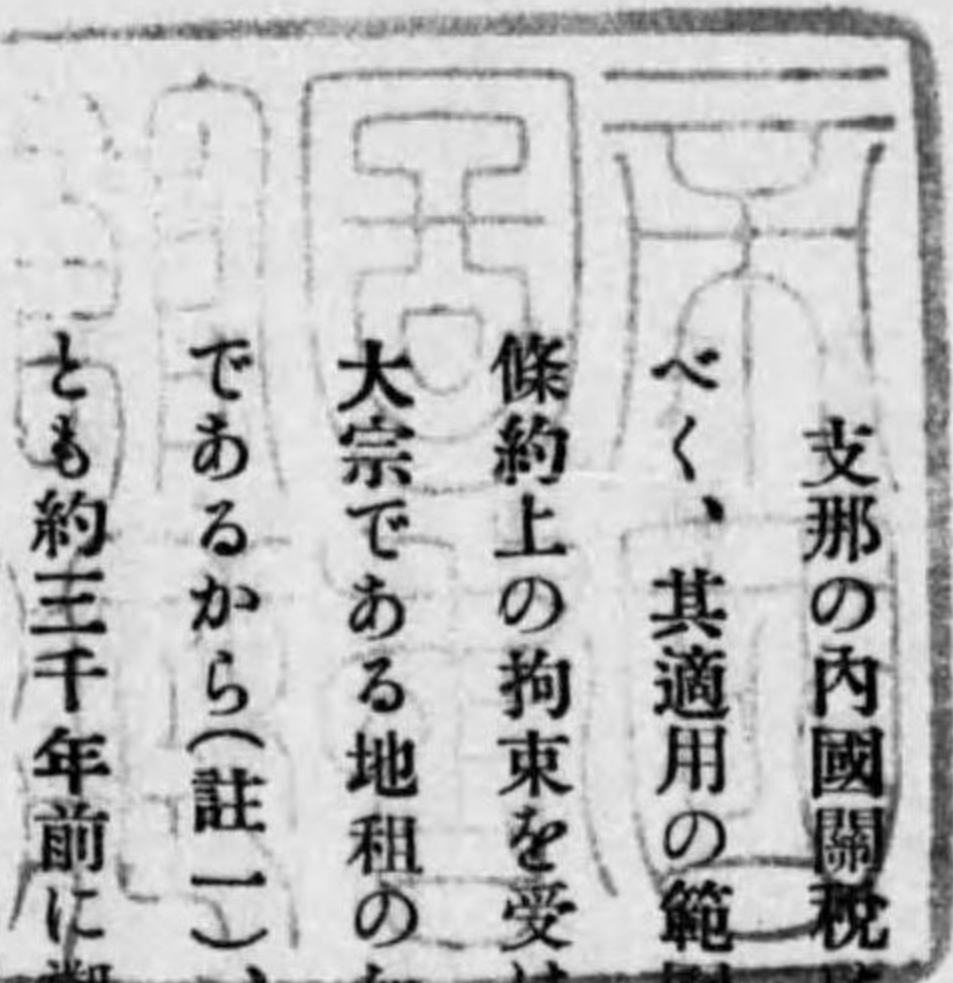
第六 稅局及稅收……………七九

第四款 近世の内國關稅(清朝以降)……………八七

(正誤 本文第三款第二目中第五より第十とあるは第四より第九の誤り)

支那内國關稅制度 其一

第一章 緒論



支那の内國關稅は其沿革の久遠なることに於ては、古代のアゼンス其他希臘都市國家の例に比すべく、其適用の範圍廣く且つ現在に及んで居ること、又収入の多きことに於て、或は八十有餘年間條約上の拘束を受けて居ること等に於て、世界各國に其例を見ない處である。支那古代より収入の大宗である地租の如き、周末より秦に至り土地私有制度の成立した前には、私經濟的收入の賃借料であるから(註一)、大部分内國關稅の性質を有する關市の賦が、最古の租稅に屬し、其源流は少くとも約三千年前に遡ることが出来る。殊に歴世多くは商稅其他の形式を以て行はれたことは、恰も歐洲古代の關市稅 (Passier und marktgebaben) 又は中世の通過稅或は入市稅 (Transitzölle od. Oerthol) 等と同種である。而して課稅の原理より見れば、支那法が賤商主義に基き、市利を捕捉するに存したことは、歐洲古代關稅と其軌を一にする點があるが、輸入貨物の保險料プレミアムと云ふ觀念は、歐洲の舊式關稅の説明に於けるが如くに明白に表示されて居るものでない、但し本稅に對する附加稅、其他稅吏の誅求する雜多の公私收入中には、手数料名義を用ゐて居るものが、後世に追

んで著しく増加したのである。

商税は商業貿易の隆盛に伴つて増加するを以て、唐末より五代を經、宋以降著しく發達し、明代は鈔關(常關)の新設があり、彼の歐洲諸國に在つて佛・伊等の入市税を除けば、次第に近世式統一國家の組織に伴ひ、既に十八、九世紀に於て内國關稅を廢止し、國民的國境關稅制度(Nationalen Grenzollsystem)を確立したのに反し(註三)、支那は現在尙中世式の通過稅制度を持續し、殊に清末に及んでは、商稅に該當する釐金の發生を見るに至り、現に海關稅中の内國關稅に相當する諸稅目の外に、常關稅及釐金を加算せば、其額は外國貿易上の關稅收入を遙かに凌駕するのである。

更に輓近支那國民革命運動の興起に伴ひ、廣東を始めとして各地開港場に在つては、從來内地々方吏員が偶發的に不當課稅を起し、或は南北諸地に於て煙酒・石炭・石油・麥粉等の一部外國品に對して、漸次特稅を設けた方法に一步を進めて、内地稅名義を以て一般輸入品又は輸出品に關稅附加稅を課徵し、自動的に條約の拘束を打破したのである。

近世文明國に於て専ら營業稅・普通消費稅等を賦課すべき場合に、概して一般貨物に對して便宜上通過稅を徵收し來り、自ら釐金制度の廢滅を標榜し、統捐・出產稅・銷場稅(產銷稅)・貨物稅等の名目を立て、最近一定數の貨物を限り特別消費稅を計畫したが、支那商人は反對して變相の釐金と呼んで居るが如く、實質に於て釐金と異なる所がない。

支那關稅史上特に内國關稅が發達し、現在尙其重要性を有して居ることは、凡そ支那國家の組織及國民性より來る下記事情に基くものである。

第一 支那は天下的王道國家であり、形式的又は抽象的には、中央集權主義の君主專制時代を經過したが、實質的には地方分權主義を以て一貫し、郡縣制度の世に於ても、地方政府は中央政府に對して封建的朝貢國の態度を採り、又中央政府は地方政府に向つて干涉を爲さず、財政上自ら地方分權の現象を持續し、恰も獨逸帝國政府の歴史的發達に基く、所謂聯邦分擔金制度(Matricularbeiträge)と同じく(註四)、地方政府は中央政府に對して一定の國費分擔額を送るの外は、各自獨立に收支の適合を計り、政費の膨脹に従ひ、自由に徵收簡易の地方通過稅を増加し、又は新設したのである。就中釐金の場合には、其傾向著しきものがあつた。尤も古昔戰國の世は勿論、後世省制時代(明以降)に至つても、其獨立的地方が尨大であつた爲に、地方政府相互間は、恰も獨立國家間の相互關係に類似し、其の通過稅は外國貿易上の關稅と同性質であるが、是れ又内國關稅増加の結果を齎したのである。

第二 支那の君主は天命に依り主權者の位に即くも、天命なるものは、換言すれば、人民の意思を代表し、間接に人民の委任を受くるものであると言ふ觀念が潛在して居り、古來支那の國家は開明的專制と云はれた如くに、國家は獨裁君主制であつたが、民主共和制の特質を帯びて居た。又人民は國家の保護恩典に浴すること少く、主權者の更迭其他國體又は政體の變遷に對しては、風馬牛

であり、自ら社會的に強固な家族制度又は商業團體等自治組織を作り、生命財産を保護し、治安の維持を期した。我邦に於けるが如き忠君の思想が發達しなかつたばかりでなく、國家に對する義務の意識が缺乏して居た、是を以て支那の租税に對する觀念は、歐州に於けるが如く逐次階梯沿革を経て發達したものでない(註五)。古今を通じて人民は國家の分子を組織し、義務として納税すると云ふ者がなく、又政府の勞費に對する報償である手数料を提供すると云ふ者もなく、傳統的に人民は、寧ろ權力者の強奪を避くる代償として支拂をなす、即ち國家の一方的強制に基く人民の貢獻と看做されて居た。現に今日支那の租税中には、尙捐の語が多く慣用され居る通りである。蓋し新税は悪税であると同時に、單に輕税は良税であると認めて居り、古來徴兵と共に課税をば最も重大の苦痛負擔として居たことは、支那の文献に徴して明である。従つて支那は由來民本主義の國家であるにも拘らず、直接税は現在より未來に對して支拂はる直接財産の強奪に當るから、其新設及増徴には毎に反對し、間接税は轉嫁融通の途があるから、經濟の發達に従つて擴張され、殊に通過税は徵收容易なるが爲に、次第に盛行を見たのである(註六)。

第三 支那の立國は、外來異民族が廣大の土地に移住し、部落を形成し、漸次都市の發達を來し、都市即ち國家として大古包犧の所謂「重門擊柝以待暴客」(易擊辭傳)の主義に依り、外敵防禦の必要上、大は長城(春秋戰國時代の齊楚魏秦等)を始め、各都邑を通じて城郭關門の制度が著しく發達

したことは、希臘・羅馬等の比ではない。現に之に依つて國防上並に警察上の取締を實行し、城郭關門の存在を極めて重視し、關門數を著しく増加し、自らは等國境又は都市の各關門に於て、通行者に對して貨物の検査をなし、容易に通過税を徵收する機會を多く作つたのである。

關門制度は各官衙又は私人住宅の場合に在つても同様であり、其門戸を封鎖し、通過者に對しては、吏胥や門衛が一々門錢を徵收するの風習を順致し、今日に及んで居る。一言にして蔽へば、支那は城郭主義の國家であり、支那人は門錢主義の國民であると謂ふべきである。

前記事情の下に、中古より近世を通じて、賤商重農政策を採り、財政上の必要からして、本來の關稅たる入市税・國門税・常關稅等の外に、今日の消費税・營業税・雜種税は勿論、人頭税・財產稅等をも商稅・雜稅・釐金稅等通過稅の形式を以て課徵し來たのである。

前記關係は民國に至つても同様であり、或は一層其傾向の甚しいものがあつたばかりでなく、將來と雖も、支那の地方分權的の制度が根本的に改變せられぬ以上、毫も異なることがないと思ふ。今民國財政史の上から考察せんに、民國元年及二年は財政破壞時期であり、辛亥革命に依りて各省は實際に獨立し、中央政府は收入を喪失したが、人民は愛國の念よりも寧ろ愛省の念に強く、各省中收入多きものも、其地人民亦中央に對して送金を悦ばぬ、而して地方長官は、革命以來多くは本省人の充任に係り、人民の輿論を利用し、中央に對する解款(送金)を全然抑留し、又私囊を肥し、本省

の實力を擴充した爲に、外國は借款に應せぬこととなり、中央政府の財政は全然支絀したのみである。

民國三、四年は財政整理時期であり、袁世凱は借款を起し、一時中央集權を把持したが、五年以降は反動的に財政の紊亂時期に入り、公債金融・金庫・豫算其他財政崩壞の事實を續發した。中央政府は國際關係を有する關稅及鹽稅餘金に俟つの外に、京師崇文門稅に依りて政費を支辨し、民國八年以降は形式上の豫算のみで、中央政府の財政は月額僅かに數百萬を以て維持する地方政府同様の状態に陥つたのである。試みに各省よりの解款を検するに、民國四年には、實解數一千百餘萬元、各省撥數(中央軍隊駐在各省分擔額)七百二十二萬餘元、合計一千八百四十萬餘元を占めたが、民國七年以降には、實行數絶無となり、唯民國四年以降六年に互り、驗契稅・印花稅・菸酒稅等をば中央政府の收入とし、各省に送附を命じた所の中央專刊があり、十年度尙實解四百二十四萬餘元あつたが、十一年には皆無となり、加之更に國民革命運動の勃發、廣東國民政府の成立以降、動亂期には各地の革命軍閥に依る地方稅の増徴又は新設は、未曾有の混沌を呈し、釐金其他內國關稅裁撤の如きは、不可能の状態に陥つたのである。但し國民政府は、今や關稅自主の前提として、將來廢釐補填の爲に、前記特別消費稅の外に營業稅・所得稅の一般的施行を計畫して居るが、其效を收むることとは、蓋し遠き將來に俟つべきものと思ふ。

支那の關稅體系に於ける內國關稅制度は、頗る不統一であり、之を便宜上從來慣用の徵收機關から分類せば、海關稅・常關稅・釐金稅其他類似的の課稅に分れ、海關稅は海關に於て徵收し、主として外國貿易上の關稅を占め、常關稅は常關に於て徵收し、原則として內國貿易上の關稅を占め、釐金は多くは釐局に於て徵收する內國關稅である。但し海關稅の中には、多くの內國關稅を包含すると同時に、常關稅中に例外として一部國際關稅をも包含するのである。加之近年是等三機關以外に於て、前記の如く別種徵收機關を設け、特稅名義の內國關稅を徵收し、又内地稅局を新設し、内地稅名目の輸出入附加稅を徵するに至つた。

海關稅中の內國關稅には、(イ)內國に對する輸出稅(移出稅)、(ロ)子口稅(抵代稅)、(ハ)復進口稅(沿岸貿易稅)、(ニ)釐金の一部を含み、常關稅の大部は內國關稅なれど、國境通過の貨物に對し、又は一部舊慣に依り、帆船の海外貿易に對して亦之を課稅して居る。釐金も大部は常關稅と同じく、內國關稅の一種である。前記の如く、徵收機關の外に新舊發達の沿革を異にし、稅率適用、收入の歸屬等、關稅行政上の差違あるに過ぎないが、兩者共に水路並に陸路に於て等しく之を徵收するを原則とし、通過貨物を捕捉し、實質上何等異なる所がないので、從來外國人は往々支那の内地通過稅を總稱して釐金と呼んで居たものがあり、又獨逸の學者中には、內國稅(Binnenzölle)を二別し、常關稅を河關稅(Freisatzölle)とし、釐金を道路關稅(Wegzölle)とし、更に常關稅を純支那式關稅(Rein Chinesischezölle)

として支那形船に關する貿易を管理し、釐金制度(Likin-zollverwaltung)は道路・橋梁其他通過貿易を管理することとし(註七)、或は常關稅を州(省)關稅(Provincialzölle)とし、釐金を同じく道路關稅(Wegezölle)とし(註八)、又は釐金を内國關稅(Binnenzölle)及常關稅(Heimischenzölle)に區別するものがあるが(註九)、何れも名實相伴はぬ、極めて混淆して居る所の支那の常關稅又は釐金の内容を審査せずに、直に歐洲諸國の關稅史を其儘充當したことより生ずる誤解である。

又外國人の記述には、往々釐金を單に内國稅とし、或は内地貨稅と云ひ、關稅と區別して居るものがある(註一〇)。殊に我國の著書中には、釐金非關稅論がある、即ち釐金は一定の貨物に對する消費稅で、只關稅と同一方法を以て便宜徵收するに過ぎぬとなし、或は釐金は消費稅中の流通稅若しくは運搬稅に該當するを以て、釐金は關稅でない、貨物稅であると云ふものがあるが、論理を誤つて居る(註一一)。租稅體系上より見れば、關稅は固より消費稅の一種であり、自ら釐金も一般貨物に對する消費稅であるが、専ら通過途中に於て課稅する外に、通過に關係して生産地又は通過地に於て、或は消費地又は到達地に於ても之を賦課するから、又内國關稅と稱し得るのである。即ち課稅の客體からせば消費稅に屬するも、徵收の方法機會よりせば、生産稅・運送稅又は營業稅等何れも内國稅と看做して毫も差支ないのである。殊に支那租稅の沿革に鑑み、常關稅と相並んで釐金を擧ぐることは、却つて興味があり、意義がある。

往時船料稅に對して、特に商稅をば貨物稅と名付けて居たこともあり、近年の支那に在つては、釐金は惡稅の代名詞の如くに看做され、又は條約違反の嫌を避くる爲に、政略的意義をも加味し、釐物稅と改めたものが多く、又豫算表にも同様に貨物稅として掲ぐるものがあるが、性質上何等の意義を爲さぬばかりでなく、却つて誤解を招く虞がある。

(註一) 左傳宣公十五年條、漢書食貨志、通典食貨典、一及四、文獻通考卷一、田賦考、史記商君傳

(註二) 古代の關稅形式は通過稅及市場稅(Passier und Marktabgaben)とし、古アヘンヌ及其他希臘の都市國家に在つては、輸出入の關稅(Zölle)及市場稅が存した、特にアヘンヌにては、多くは港稅及市場稅が林立して居た。羅馬王朝時代には當初各地海港・道路・橋梁等に於て關稅を徵收し、其稅率は普通從價二、五%とし、時に〇、五%又は一、〇%としたのである。外部關稅の補完(Ausenzölle)として内地關稅(Binnenzölle)があり、又町村には地方關稅(Lokalzölle Thorsteuern)が存在した。中世の初には羅馬時代の稅法を襲踏し、商業中心地の港灣・境界・橋梁等に於て、通過稅を課し、從價稅又は從量稅があり、又金納制の外に物納制(Naturalzölle)もあつた。而して關稅は、交通路の利用貨物積荷の保護に對する報償手数料の性質を帯びて居た(Conrad, Handwörterbuch der Statistischeschastan Bd. VII S.971-3)。英國のブタムスミスは、關稅は太古より行はれた習慣の上の收(Customary payment)であり、當初は商人の利益に對する課稅であると云ふ("A. Smith, Wealth of nation", (K. V. Chap. II. art. v.) "タムスは通過稅(Toll)は、保險に對し國王に支拂ふブタムスの性質を有するを述べて居る(Dwell, A. History of Taxation in England, from the earliest-time to theye ar 1885, Vol I. PP. 76)".

倪元璐國賦紀略

(註三) 入市稅(Octroi)は、關稅の形式を以てする到着貨物に對する場地的消費稅(Orlicher Verbrauchsteuern)である、佛國は最

先に之を實施し、例へばリマンにては一二九五年、巴里にては一三三三年に新設し、一三三三年の布告に依れば、到着貨物に對して二百四十分の一の地方關稅(Lokalzölle)を課すべきものとした。伊國を始め獨逸等に於ても、十九世紀以來之を施行したのである。(Conrad "Handwörterbuch" Bd. V. S. 1013)。内國關稅廢止に就ては、佛國は既に一六一四年より計畫し一七九〇年に廢止し、普國は二八二六年、ノッアーは一八二五年に之を裁撤し、獨逸帝國は一五二二年に國民的關稅制を計畫し、都市の反對等があり、漸く一八七一年に至り完成した。(Conrad "Handwörterbuch" Bd. VII S. 972-3)

(註四) Conrad, *ibid* S. 738-9.

(註五) 支那古代租稅の發達程序に關して、支那新進の學者ばかりでなく、我邦の學者も往々孟子の三代貢助徹三法をセリグーの租稅論に引き當てし説くものがあるが、古文の専門的解釋を無視した謬論であつて、茲に敢て辯明の要を認めぬ (Seligman, *Essay in Taxation* Pp. 6-7.)

Chen Huan-chang, *The Economic principles of Confucius and His School*, Vol II. Pp. 621-2.

Han liang Huang, *The land Tax in China* Pp. 30.

(註六) Kinn Wei Shaw, *Democracy and Finance in China* Pp. 174-182.

(註七) W. Kries, *Ubersichts und Staatshaushalt Chinas* S. 136.

W. Kries *Seezölur waltung and Handelsstatistik* S. 9.

(註八) S. Berliner, *Organizator und Betrieb des Export Geschäfts in China*. S. 53.

(註九) W. Foth, *Der Politische Kampf in Fernen Osten und Chines finanzielle Schwache*. S. 95.

(註一〇) 佛國のラロスは支那の租稅を明暗兩種に分ち、暗稅中に内地貨稅・鹽稅及關稅を入れ、内地貨稅を釐金と云ふて居る。

(皇朝經世文三編卷三七)

(註一一) 臺灣舊慣調查會清國行政法第六卷八七頁、木村博士支那財政論一六九—二七一頁。

第二章 支那内國關稅の發達

第一款 古代の關市稅

周以前夏殷の關稅制度は、明に文獻の徵すべきものがなく、又周制に關しては、恐らくは周時から漢代に亘つて作られたと云はる諸書に依つて知ることを得るのみであるが、固より正確に其年代を定むることは出来ない、就中關稅制度に就て、最も多く參考資料に供すべき周禮や管子の如きも、決して周公又は管子の自作でないばかりでなく、多くは戰國以降漢代の補綴竄入に係ると論せられて居る位である。又支那人の持前からして、史實及制度必しも實行されたもののみを記述しない、或は一地方局部に實施されたものを全國に實施された様に記録することは、古今同一轍である。但し是等文獻に載せてある事實の多くは、必しも悉く周公又は管子時代に行はれたと看做すことは出来ぬが、禹貢田賦制度の如きものとは異り、當時の思想及制度を專問家の手により前後時代を通じて補綴し編纂したものであるから、資料として相當價值があり、其大要を看取することは出来る。古來王道の理想的要件及民主的根本觀念から出發し、少とも周初の關市制度は、警察行政上の目的を以て通關取締をなし、不課稅主義を採つたが、既に春秋時代より次第に財政上の必要手段に供し、

又農本商末策も加味し(註一)、關稅の徵收を實施し、各地に稅關其他稅局を設置したのである。

周禮九賦の七にある關市の賦は、關稅又は市稅を課したのである。(天官冢宰)、關稅は關門を通過する貨物稅を指し、市稅は商市に於ける貨物稅又は店舗・貨棧等の課稅を稱するのである、即ち後世の常關稅・商稅・釐金等に該當するものである。周禮の疏には「謂關上以貨出入有稅物、市若泉府塵布總布等亦有稅物」とある。

又周禮の司官に「掌國家之節、以縣門市、司貨賄之出入者、掌其治禁與其征塵、凡貨不出於關者、舉其貨、罰其人」と記するが如く、貨物の内より出づるものは、市より之を門に達し、門よりして關に達し、外より入るものは、關より門及市に達することとし、通過の際禁制をし、又は關門に依らず遁脱を圖るときは、其貨物を沒收し、犯則者を處罰するものとして居る。故に關市の市賦を單に入市稅と解するものがあるが、狹に失する(註二)。

前記征塵は、鄭注には「貨賄之稅與所止邸舍也」とあり、又疏には「與其征塵者、征謂稅、塵謂邸舍二事双言也」とある。

市賦に就ては、塵人の條(地官司徒)に「塵人掌斂布歛布、總布、質布、罰布、塵布、而入于泉府」と記し、布は當時納入の錢幣である。

之に依つて見れば、當時已に錢納法が行はれたのである、是等五布は後世の商稅であり、塵人は、

商稅の徵收機關である。

歛布總布及塵布に就ては、古來異說がある、鄭注に従へば、「歛布列肆之稅、總布謂守斗斛銓衡者之稅、塵布者貨賄諸物邸舍之稅」とあり、疏には歛布は「謂在肆肆坐賣物之常稅也」とあり、塵布は「謂在肆肆官有邸人、有置物於中、使之中出稅故」とあり、江永(歲貢)の周禮疑義舉要には、「歛布者市之屋稅、總布者貨賄之正稅、塵布者市之地稅也、(中略)國中大小之肆、皆是公家之財所成、故有屋稅、塵者停貨物於此、則有地稅、閭師云、任商以市事、貢貨賄、總布正是貨賄之稅、五布惟總布最多、地稅有定、質劑物徵、罰布無常、貨賄充於市塵、源々而至、非塵人所不能盡稽、故必使每肆之肆長斂之、入於塵人、此總布是商賈之正賦、大宰所謂市賦、閭師所謂商賈貨賄者此也」と説き(皇清經解卷二四六)、周禮正義「卷二十七」に於て、孫詒讓は「凡商賈有屋稅塵稅、又有所齋貨物之稅、此三者爲九賦之市賦、乃正稅也、總布以貨物稅爲正、而亦兼有貢云々」と述べて居る。後世の例に照せば、歛布は商舖稅(店稅)であり、總布は商稅或は貨物稅の本體である。又總布を牙稅と解するものがある。

古來支那の文書には貨物稅をば商稅と同一に使用して居る例がある通り、貨物稅中には營業稅又は一般消費稅を存する、即ち近世の意義に於ける收益稅としての營業稅又は營業免許稅の程度に達せずとも、單に貨物自體をば貨物の消費地に到達したとき、商店につき課稅し、後世の住稅又は坐釐

等に、該當するものである。

質布は今日の印花税、罰布は違警罪の罰金料に相當するものである。

斯く周法に依れば、原則として關市兩税を課するが、獨り地官司徒司關の條に「國凶札（疾疫死
亡）則無關門之征」とあるが如くに、例外を認めて居る。

蓋し周禮に記述してある關市税は、敢て周初又は周公時代の制度であると斷ずることは出來ぬが、少くとも春秋の頃より諸國を通じて相當程度に行はれて居た様である。例へば左傳文公十一年（西紀前六一六年）の條には、「宋公以門賞邾班、使食其征」とし、關門から徵收する税金を給與することを記し、同じく襄公十四年（西紀前五五九年）の條には、齊景公のことを記し、「偪介之關暴征其私」とし、（又晏子春秋にもある）、不法關稅の例を擧げて居る、又景公は晏子の諫を容れて關を裁撤したことがあり、晏子春秋には「使有司寬政毀關去禁薄斂」と叙して居る。

同じく文公二年（西紀前六二五年）の條には、孔子の言として臧文仲が六關を廢したことを誦つて居る。其趣旨は、當時關は末游浮浪の徒を取締る必要からして設置するにも拘はらず、關を廢したの、寛大の譽を博せんとする名利心から出發した爲である、又當時六關を廢した事實に徵し、尙多くの關が存在したと見られて居る。

關稅の不徵主義に就ては、管子、晏子春秋、孟子、荀子、禮記（王制及月令）等何れも之を記し、

例へば管子五輔、小匡、霸形及戒各篇等には、均しく「關機（譏察）而不征、市廛而不稅」とある、即ち關に於ては、貨客の檢閲取締をなすのみで稅を課せず、市場に於ては、店舎には徵稅すれども、貨物に對しては課稅せぬことを云ふのである。孟子には「古之爲關也、將以禦暴、今之爲關將以爲暴」とあり、又は「周文王治岐、關市譏而不征」とある。趙注には文王西伯たるの時に始めて王政を行ひ、井田を脩め、關は以て非常を譏難し、征稅せぬと解して居る、孟子の所謂古と云ふのは文武周公の理想時代を冲象的に指稱したのである。支那の學者は殷制に當て居るが、何等文獻の徵すべきものがない（註二）。孟子には又「市廛而不征、法而不廛、則天下之商皆悅而願藏於其市矣、關譏而不征則天下之旅皆悅而願出於其路矣、耕者助而不稅則天下之農皆悅而願耕於其野矣、廛無夫里之布、則天下之民皆悅而願爲之氓矣」（公孫丑篇）とある。其「法而不廛」に就ては、多少疑義がある、集疏に依れば「孟子之時廛（店）稅亦重、故云、廛稅依舊法收之、不復得加今日矣」とし、張載の説に依れば「治之以市官之法、而不賦其廛」とあり、管子霸形篇には「市書而不賦」とあり、單に法令を設くるのみで店稅を課せざる義と解して居るが（註五）、他の用例は、趙註に従へば「法而不廛者、當以什一之法征其他耳、不當征其廛宅也」とし、土地井田の什一法と併舉し、法は井田の法を指して居る。現に孟子には「戴盈之日、什一而去關市之征（滕之公篇）とし、晏子春秋には「市譏而不征、耕者十取一」とし、韓子外傳には王者の賦は田野什一

關市譏而不征」と記して居る。

次に關稅の免重徵主義に就ても記録して居るものが多い、例へば管子の問篇には「關者諸侯之陔、隨隅而外財之門戶也、萬人之道也、明道以重告之（申告禁令）征稅於關者、勿征於市、征於市者、勿征於關」とあり、同大匡篇には「桓公踐位十九年（西紀前六六七年）弛關市之征五十而取一」とあり、又同幼官篇には「三會諸侯令曰、市賦百取二、關賦百取一」とあり、禮記月令篇に在つては、仲秋には「易安關市來商旅、納貨賄以便民事、四方來集、遠鄉皆至則財不匱、上無乏用、百事乃遂」と記して居る。

孔子は魯の哀公守國の道を問ふに對して、「廢山澤之禁、弛關市之稅、以惠百姓」と答へて居る。晋の文公即位の時には、命令して關市無征、澤梁無賦、輕關易道、寬農通商、省用足財と聲明し、齊語には（植公）通齊國之魚鹽於東萊、使關市幾而不征、諸侯稱廣惠焉と記し、又管子小匡篇にも同種の記事がある、而して關稅徵收を開始した後に於ても、當初は成るべく輕稅を原則とし、又自ら其收入は、周禮に所謂關市の賦は、原則として帝室財政の一部即ち王之膳服を待つもの義であり、國家財政とし即ち一般政費の支辨には當てなかつたのである。明の丘濬は「周盛時、關市之征、用以供王之膳服而已、非若後世以之供凡國用也、王之膳服、關市之所有、王則用焉、不出關市之外而別有所求云々」と説明して居る（註四）。

租稅の徵收法を見るに、古は原則として物納制を採つたが、前述の如く周禮の市賦に於ては、既に錢納法を開始し、尙關稅に就ては、管子の乘馬篇に「關市之賦黃金百鎰爲一篋、其貨一穀籠爲二十篋、其商苟在市者三十人、其正月十二月黃金一鎰命之曰正」とあり、即ち商人に對して貨物の賣買最も盛である正月及十二月に於て、三十人毎に二回黃金一鎰（二十一兩）を支拂はしむることが、關市非の正法であると云ふのである。黃金一鎰の語から判斷すれば、本記述は恐らくは、戰國時代の事實に屬するのである。

又検査方法に就ては、管子に記載する所を見るに、今日文明國稅關吏の事務心得に似て居る點がある、即ち問篇には「虛車勿索、徒負勿入、以來遠人、十六道同、身外事謹、則聽其名、視其色、是其事、稽其德、以觀其外、則無敦於權人、以困貌德、國則不惑、行之職也、問於邊吏、曰小利害、信、小怒傷義、邊信傷德、百子和構四國、以順貌德、右鄉四極、令守法之官日行、度、必明失、經常と記し、又霸形篇には、近者示之以忠信、遠者示之以禮義、行之數年而民歸之、加之流水」とある。

如上通過の關稅を徵せば、商店の貨物稅を免じ、商店の貨物稅を徵せば、通過の關稅を免ずることを前提とし空車又は、徒歩旅行者の担荷携帶品には、課稅しないで遠人の入國に便することは、齊國の十六開皆同様の取扱をし、通過客の身邊服裝等外見謹直に見ゆれば、能く其姓名顔色事情品行

等の取調らべをなし、觀察を誤らぬこととし、而して權力威盛ある者として之に阿ねり親切にせず、反對に禮容徳行の君子に迷惑を掛けぬ、然るときは入國者は皆正人なれば、國民も惑はされず、之が旅客取扱者の職責である、小利を争へば信用を害し、小怒は義を傷け、小信は徳を傷る旨を注告し、須らく厚く四隣の各國と和睦し、禮容徳行を守り、後に四方の遠國に向ふと云ふのである。由は觀之當時は既に税關數も多く、關稅亦煩苛に傾き周初以來の免税主義又は減稅方針も次第に實行されず通過途中の關門稅以外に市場商店の貨物に課徵した、即ち行商の外に坐賈に對しても課稅されたのである、(唐の尹知章云、征_二於關_一謂_二行商_一、征_二於市_一謂_二坐賈_一)。管子には、鮑叔が必ず夷吾の言を用ゆへとし獻言したのに對し、桓公は聽かずして四封の内に兵を修め、關市の征を重くしたことを記して居る、(註五)殊に戰國の頃、列國對峙の時代に迫んでは、史記貨殖傳にも「關市不_レ乏、治國之道也」とあり、又通鑑周末赧王の三十二年(西紀前一八三年)の條に、「使_二人過_二關市_一、賂_レ之以_レ金」と云ふ記事がある通り、既に一般に其課徵が是認せられ、財政上稍重要な收入を形成するに至つたのである。

(註一) 管子牧民權修、立政、五輔、八觀、重令、治國、禁藏寺各篇

(註二) The Chinese economic monthly, Vol. M. No. 2. Pp. 70.

(註三) 古今圖書集成食貨典二一七

(註四) 大學衍義補卷三〇、周禮疑義舉要、皇明經世文編卷一八二

(註五) 太平御覽卷六二七

第二款 中古の内國關稅

第一項 秦漢時代

秦は封建制を廢し、三十六郡の行政區劃に統一し、中央集權國家を建造し、國內畛域なく、通商又發達し、天下の兵量を收め、鐘鐻を以て金人を作り、富豪十二萬戸を國都に徙した。一方軍備を擴張し、長城を築き、匈奴に備へ、財政自ら膨脹し、資源の涸渴を來した爲に、田賦の外に口賦(人頭稅)をも課し、尙鹽鐵の利共に古に二十倍したと云はれたが(漢書食貨誌上)、通過稅として記録に存するものはない。

漢は天下を統一し、國初秦時の弊に鑑み、賦稅を減じ、民力の休養に努め(史記平準書)、武帝に至り、雄才大略事功を尊ひ、財用匱竭した爲に、鹽鐵酒等の專賣制を旅行し、又賤商策を支持し、商稅を設くるに至つた、即ち元光六年(西紀前一二九年)に、始めて商人所有の車に課稅した、武帝本狩紀の註には、舟を包むことに解して居るが、本文の文理解釋上は車に限るべきと思ふ。次いで完四年(西紀前一一九年)には算緡錢の制度を設け、車に就いては、史記平準書並に漢書武帝本紀等に依れば、官吏階級の者、又は三老(郷官)北邊の騎士を除く普通人の輶車(小車)に對しては、一算

(錢一貫千錢に付二十文)を課し、商人の輜車に對しては、其倍額を課し、尙船舶に就ては、五丈以上のものに一算を課することとし、又商工業者の利得したものに對しては、其緡錢價額をば申告せしめ、貯積あるものには、二千文に付一算二十文を課し、自己の制作物を賣買するものには、其半額を課し、隱匿して申告せぬもの又は申告を偽るものは邊戎に充て、緡錢を沒收し、密告者には其價額の半部を附與するものとした、是れ告緡法である。該法は當時頗る愁訴多く、商民の騷擾を見たのである、(註一)、是等船稅は、後世の船料噸稅とは異り、直接消費稅である、緡錢は商民の財産、所得乃至營業收益の一部を捕捉するが故に、一般財産稅又は一種の所得稅或は營業稅の如きもので、後述唐代の算緡法に於けるが如く、明かに内國關稅としての體系を成すものでない、尤も前記史書の文面では知ることは出來ぬが、船車通交の際又は緡錢携帶の際にも、課徴の事實をば想像し得べきが故に、一部通過稅の存在をも否認することは出來ぬ。

漢代の特別關稅としては、武帝の大初四年(西紀前一〇一年)に武關を設け、出入者に對して人頭稅を課稅し、關吏給養の費に充てたのである、(註二)。關稅を人頭稅的に課徴したことは、英國の舊慣にもある(註三)。

(註一) 史記平準書、漢書、武帝本紀、同食貨志、通典食貨典一文獻通考征權考、通鑑漢紀一一、冊府元龜卷四八七、五〇四、五一〇大學衍義補卷三〇

(註二) 漢書武帝本紀、西漢會要卷五二、冊府元龜卷五〇四

(註三) Aowell, A. History of Taxation and Taxes in England, from the earliest times to the year 1885. Vol. 1. Pp. 75.

後漢時代殊に光武中興の際には、鹽鐵專賣の改訂に依り、自由政策を採り、前漢の賤商策を變更し、商業の保護をもなし、又歐亞通商の端を開いた。當時は多く山澤陂池の産物に對して課稅したれども、特に關稅と名付くべきものを未だ實施して居なかつたのである。

第二項 魏晉南北朝時代

桓靈失政し、漢室解紐して以來、隋文帝の統一頃迄に、支那は四分五裂し、約三百六、七十年を経過した。其間政治は混沌状態を呈し、社會は安寧秩序なく、兵才相踵き、經濟の發達を阻滯し財政亦自ら紊亂した。就中三國鼎立の際には、軍費の徵募のみを事としたが、一方勸農重穀主義に依り、戰禍中にも一般農民の休農に努めたのである。同期の關市稅等に就ては、三國會要中にも記載なく、其他徵すべき文獻に乏しきが爲に、或は關稅の實施は全然なかつた様に説くものがあるが誤りである(註一)。冊府元龜に依れば、魏の文帝即位に當り(二二〇年)、令を下し、關津は商旅を通し禁を設くる所以であり、重稅は民に便する所以に非れば、關津の稅を均しく十分の一に低減したとあれば(註二)、當時已に内國關稅の存在したことが知られるのである。晉武帝の天下を統一するに及び財政整理の機會があつたが、財政上遠大の計畫がなく、只彌縫的に賣官鬻爵に依り、廣く私財

を積み、宮中の餘帛四百萬と稱し、國家財政としては特筆するに足るものなく、東晋に至り、南北待峙し、南朝宋齊梁陳は皆東晋の餘業を襲踏し、農業の外に商業亦興盛となり、國用は専ら田賦に依らずに雜稅を以て支辨するに足るものがあり、晋の考武帝は田稅を除き、口米（人口を標準としたる米稅）を設け、泰始元年（二六五年）十二月には天下關市の稅を一箇年復活したことがある（晋書武帝本紀）北朝の元魏周齊は十六國の大亂を受け、生民凋喪した。然し黃河流域は土厚水深、人民は農業に努め、國用は専ら田賦に依ることが、出來たが、考明後國用不足を來し、財政支絀し、民間の商業稍盛なるに際し、政府は賤商重農主義に出で、商稅を加重した。蓋し東晋渡江（三一七年）以後、人民の移動があり、田賦收入減退を來した爲に、齊梁陳を通じ、契稅の外に關市稅を増徴し、又は新設することゝなつた。左に東晋以降陳代迄（三一七—五八九年）の狀況を見るに、關市稅としては都西に石頭津、東に方山津があり、各津主一人直水（今日の稅關監吏）五人あつて、禁制品を取締り及犯則者を檢舉し、荻炭魚薪の日用品に對し、小津では普通一割を徵收し、其東路にては禁制品を定めて居らぬ故に、方山津の検査は極めて簡略であつたが、淮水の北には大市百餘箇處あり、大市には官司を置き、課稅苛重に流れ、商民に苦痛を與へたのである（註三）。

南北兩朝を通じ關市稅を實施した例が多く、宋孝武帝の大明八年（四六四年）の詔に其弊害を述べた如く、同年歲凶に依り米の通過道中に於ける雜稅を廢止し、（宋孝武帝本紀）又齊武帝の永明十一年（四九八年）には、關市征稅を減じたが、後魏の孝明孝昌三年（五二七年）十一月入市稅各一人一錢を課し、又店を五等に分ちて賦課し、北齊の後主武平六年（五七五年）には、軍國の費用不足した爲に、黃門侍郎顏之推の議に依つて關市稅を設け、舟車を始とし、山澤鹽鐵店肆等各等の課稅をなし、後周の閔帝元年（五五七年）には、始めて市門稅を裁撤したが、次で宣帝の大象二年（五八〇年）には、復た入市稅一人一錢を課した。入市稅は、必しも稅關に於て徵收しない、又其性質は人頭稅であつて、後世各個商店の發達に伴ひ、市場の必要稍減じた爲に廢止せられたものがあつた（註四）。

本期は貨幣法の紊亂に伴ひ、民間の交易に實物を使用する傾向を生じ、自ら徵稅に關して物納制に依ること多く、又錢物兼用の場合もあり、例へば魏の武帝袁氏の田租を始めとし、前記東西各津關市稅の如き現物を徵し、商稅に於ては、例外として錢納制を採用したのである。

（註一） 陳煥章は英文著書孔門理財學中に於て、史に依れば、秦以降晋初迄は、關稅は存せぬ、即ち内外通商共に自由貿易であつた爲であると云ふて居るのは、固より史實を誤つて居る（Chen Huan chang, The Paeconomic Principles of Confucius and His school Vol II. Pp. 68）

（註二） 册府元龜卷五〇四

（註三） 册府元龜卷五〇五通典（一一）文獻通考卷一四、隋書食貨志

（註四） 册府元龜卷一九一、五〇四、隋書食貨志、通典一一、文獻通考一四、周書宣帝本紀、通鑑齊紀

第三項 隋唐時代

隋の高祖文帝は、秦漢以來の賤商策を襲踏したが、内外貿易漸く盛大に赴くと同時に、人民の休養を目的とし、財政整理に著手し、先づ入市税を廢し(註一)、其他人民の負擔を減少した。次いで煬帝に至つて驕奢を極め、連年兵を用ひ、土工を起し、財政は破綻したのである。唐代に於ても、國初以來又賤商策を支持したが、内外貿易は隋以上に發達し、財政方針は専ら田賦を正税とすることが出來たのである。然れども中唐以降即ち天寶より禍亂相繼ぎ、玄宗より肅宗に及び、天下蕭然として稅政百出し、苛征誅斂已むことなく、漸次鹽酒茶等に對する生産稅・消費稅は勿論、其他幾多の商稅・雜稅等を増加したのである。中唐以來の苛稅に關しては、舊唐書には「通津達道者稅之、蒔蔬芸果者稅之、死亡者稅之」と記し、又杜甫は「誰能叩君門、下令命減征賦」と詠じて居る。今唐代に於ける關市稅・商稅等の存廢に就て見るに、其設置は恐らくは國初以來からのことである。就中關市稅の多く設置を見たことは、例へば高宗の顯慶二年(六五七年)十二月、雒州の南北を通じて關を設けることを許し、武后の天授二年(六九二年)長安四年(七〇四年)玄宗の天寶八年(七四九年)憲宗の元和九年(八一四年)敬宗の寶曆二年(八二六年)宣宗の大中五年(八五一年)等である、其廢止の例は、高祖の武德九年(六二六年)八月勅に依り潼關以來沿河の諸關を悉く裁革すべき旨を定めた、武后の天授三年(六九三年)長安元年(七〇一年)玄宗の開元十三年(七二五年)等に過ぎない(註二)。

關市稅は獨り工商に限らず、普通旅行者に對しても之を課徴したことがある、武后の長安二年(七〇二年)關市稅の設置に就て建議案の提出されたときに、崔融諫止の疏に(唯斂出入之商賈、不稅往來之行人、今若不論商人、通取諸色事、不師古法、及任情悠々未代於何瞻仰、盛朝自取嗤笑、雖欲憲章姬典、乃是違背周官云々と述べて居る(註三))。

私設の關局を設けたことは、例へば代宗の時代觀察使の言にあるが如く、廣陵は百貨集散する所であり、軍需に供するを名として私設邸肆を設け、私利を計つた、但し同十四年(七七九年)に之を廢絶したのである(註四)。

商稅に關しては特殊のものが多く、鹽酒茶漆竹木等の稅、除陌錢算緡法、其他雜稅中のものを擧ぐることを得べく、例へば玄宗の開成二年(八三七年)節度使薛元賞の奏文には(泗口稅場應經過衣冠商客金銀羊馬斛斛見錢茶鹽績絹等一切已以並稅)とある、(註五)。是等課稅にて内國關稅に屬すべきものゝ中、鹽稅の場合には、代宗の時に劉晏が廢止した所の權鹽商の鹽に對し、通過途中に課稅した、茶稅等の場合には德宗の建中三年(七八二年)及同四年趙贊の議に基き、茶漆竹木等に課稅することゝし、(茶稅は同四年の創定に係る)同貞元八年(七九二年)には、茶稅を廢止したが、又翌年之を復活した。曩に諸道鹽鐵使張滂の奏文に依れば、出茶の州縣及茶山外商人は、要路に於て十分の五稅を納附すべき旨を定め、穆宗の時(八三四年)には、財政支絀の爲に、又茶稅を五割増加し、

武宗即位の時(八四一年)鹽鐵轉運使崔珙は江淮の茶稅を増した。當時は茶商通過の州縣に重稅を課し、或は舟車を掠奪し、雨中に露積し、諸道には邸を設け收稅し、之を揚地錢と稱した、之が爲に私販が益々起つたのである。文宗の時には、江淮茶は每斤又五錢を増徴し、之を剩茶錢と呼んだ、即ち貞元當時に比し其稅率は倍加したのである。徒つて宣宗の大中六年(八五二年)鹽鐵轉運使裴林の奏文に依れば、「諸道節度使觀察使置店、停茶商、每斤收地錢、並稅經過之商人、頗乖法理、今請釐革橫稅、以通舟船、商旅既安、課利自厚」とある。次いで同年三月隴州防禦使薛達の奏に依り、水陸兩關の整理をも實行することにした(註六)。

算緡法に就ては、德宗の建中三年(七八〇年)九月、趙贊の上奏に依れば、諸道津重要な都會には皆吏を置き、商人の財貨を檢閲し、每緡(貫)即ち千文に付二十文を稅することにした、本稅は漢制に準じたものであるが、財貨の申告方法を探ることは、納稅義務の觀念に乏しき支那民族に對しては、適當の課稅制度でない爲に、通過稅に改めたことは注目すべき現象である(註七)。

其他通過稅の一種に屬すべきものに、埭程と云ふ制度があつた。本稅は肅宗の上元中(七六〇—

一年)江淮堰潰破の結果、船舶の積載貨物に對し、其數量は準じて課稅したのである(肅宗紀)。唐末外國品に對し稅て輸入を課した外、商稅を徵收したことは、アラビヤ人スレーマンの旅行記に叙して居る(註八)。

(註一) 隋書食貨冊、冊府元龜卷五〇四

(註二) 冊府元龜卷五〇四、唐書太宗本紀、唐會要卷八六

(註三) 冊府元龜卷五〇四、文獻通考卷一四、文苑英華卷六九七、唐會要卷八六

(註四) 冊府元龜卷五〇四

(註五) 新舊唐書食貨志、通典食貨典一一、文獻通考征權考一、續通志食貨略四、唐書德宗本紀、冊府元龜卷四八三

(註六) 唐會要卷八四舊唐書食貨志

(註七) 冊府元龜卷五〇四、新舊唐書食貨志、同德宗本紀

(註八) 唐末西紀八五一年(宣宗大中五年)アラビヤ商人スレーマンの旅行記に依れば、當時廣東に於ては、外國貿易船が入港したときは、支那の稅關吏は貨物を保稅倉庫に庫入し、恒春風の期間六箇月善良なる保管をなし、輸入品に對して現物に於て三割の稅を徵收し、其他の貨物を所有者に返還し、尙外國人に對して商稅の引當として特別稅(Jmpot special)を課すと云ふて居る(Voyage du marchand Arabe Sulayman en Jude et chine redige en 851. Pp. 54-5, 57-8)

第三款 近古の内國關稅

第一項 五代

五代は十有三君で、五十餘年の混亂期を經過し、賦歛苛煩商務沈滯し、五代史の所謂「山川絶而風氣不通」の情態であつた、自ら財政上特記すべき事項は少いか、唐時に比して商稅其雜多の間接稅を漸く増加するに至つたことは注目に價すべく、殊に、始めて、商稅の名目を特掲した、梁太祖の開平

元年(九〇七年)には關東を内とし、潼關を陝州に屬せしめ、武牢關を牢虎關とした、後唐の莊宗同光二年(九二四年)の勅には「歷代以後除桑田正稅外、只有茶鹽銅鐵出山澤之利、有商稅之名、其餘諸司竝無稅額、僞朝已來通言雜稅有形之類、無稅不加爲弊頗深與怨無己」とあり、又同年租庸使孔謙の提議に依れば、綱運商旅は多く私路を通じ、商稅を遁脱し、官路に依らぬ故に、取締を嚴にすべき旨があり(註一)、同三年(九二五年)には湖南の場地茶稅沿路の稅金を免除した、次いで長興元年(九三〇年)一月には、淮南客二百三十人の通商を許し、九月燕人梁庭の陳狀に依れば、天下の商稅處多くは舊時の關市制度に依らず、農商を擾すること多い、故に之が弊害を艾除せんことを述べて居る。同年正月には、關津關頭透漏、商稅行人を阻滯するの罪を嚴罰する旨を布告して居る、晋高祖天福元年(九三六年)の敕には、諸道の商稅は各處收稅條件を合し、分明に本院前に榜示すべき旨を定めて居る、同七年(九四二年)十一月三司に命じ、往來の鹽課は悉く過稅每斤七文、住稅每斤十文を徵すべきこととした。過稅は釐金の行厘(Transit likin)に、住稅は坐厘(Stationary likin)に該當するものである。蓋し通過稅に輕率を課したのは、通過に課稅するは商旅に害あるを認めため、文献通考にも「鬻賣而有稅理也、經過而有稅非理也」と記して居る通りである。

當期の關稅は相當重課されて居たので、歷世之が輕減を唱へたのである、例へば漢高祖乾祐元年(九四八年)の詔隱帝同二年國子司業樊倫の上奏又は同三年大嘗少卿劉悅の建言等に見るが如く、又

周太祖の廣順元年(九五一年)十二月李筠の奏文に基き、黃澤關の商稅課利を免除し、又翌三年十一月の詔には、商稅院に諭示し、絲麻鞵等には課稅せざることにした。但し同年正月には、商稅舊額に長錢二千八百貫、麴務七千貫を添付することを定めた(註二)。

(註一) 冊府元龜卷四八八、五〇四

(註二) 冊府元龜卷五〇四五代會要卷二五

第二項 宋代以降明代迄

第一目 序 論

宋以降は唐末五代の稅制を襲踏し、又改訂する所があつたが、一般通商竝に東西南洋に對する外國貿易は、唐時に比し一層隆盛に赴き、自ら商稅等間接稅の發達を來したことは、恰も十六世紀の和蘭に比すべく(註一)、支那財政史上特筆すべき現象である。而して海關の前身である市舶司制度の如きは、唐の中世より明末に至る迄約九百年間存在し、通商貿易竝に之が課稅事務を處理したのである。蓋し市舶司設置以前に外國貿易に對する關稅は、内地稅局に於て之を徵收したが、市舶司設立後は、市舶司が又内外船舶及輸出入貨物の課稅を司り、又貿易の專賣(博買)をも管理したのである。而して土貨に對する課稅事務は、固より内地稅局又は明代鈔關に於て之を處理したのであるが、市舶司は又土貨の沿岸貿易に對して課稅したのである(註二)。

(註一) Seligman, Essay in Taxation P. 8

(註二) 支那の對外貿易は、隋末より唐代に迫り、大食國人又は波斯人等が海路通商に従事し、又支那人の海外に渡航するものが増加するに従ひ、唐玄宗の開元二年(七一四年)頃には、既に市舶司の存在を見た。殊に南支廣東地方は、通商の中心地であり、又スレーマンの旅行紀には唐末 Hantsu 即ち廣東は敢て大都會と云ふ程ではないが、支那全國主要都市二百餘の一に屬し、汪盛の貿易港であり、又二十の都市が附屬して居たと記してある。宋元時代には一層繁榮を來し、市舶司の如きは、廣東の外専ら寧波、杭州、泉州等に設けた。但明時倭寇の害に依る嘉靖元年より同三十九年迄(一五二三—一五六〇年)海禁が實行され、其他通商不振を來した例外はあり、又市舶司は廣東、寧波、泉州等を通じ廢置があつたが、嘉靖後は廣東に於て之を總轄した(冊府元龜卷五四六(諫諍部)、通鑑卷二二三註、宋會要卷一二七(職官五五)卷一三〇—一三三二(食貨志二—一五〇)、輿海同志卷二、建炎以來朝野雜記卷十五、宋元明各代食貨志及職官志、梁啓超中國文化史第八章都市部、桑原博士蒲壽庚傳、藤田博士宋代の市舶司及市舶條例、東洋學報第七卷「明版廣東通志卷一〇」(W. W. Rockhill, 'Notes on the Relation and Trade of China, 'Youngpno', 1914, Vol XV, PP. 47-29)

第二目 宋 時 代

第一總 說

宋は五代凋敝の餘を受け、國初稅歛を輕減し、人民の休息を計り、又恤商策にも意を注ぐと同時に、既に太祖の乾德五年(九六五年)には、諸州に詔して地方費を支付し、各地場務に命じ、又は京官を派し、財政權を中央に統一し、同建隆元年(九六〇年)には、商稅則例を定め、之を稅局に榜示し苛留を禁じ、太宗の淳化三年(九九二年)には、始めて各地の商稅比較額數(標準額)を決定した。然れ

ども既に景德慶曆當時には、契丹西夏等に對する外患に依り、政費を増加し、現に徽宗の政和中(一一一一年後)には、漕臣劉旣濟の申明に依り、則例外に一分租錢の增收を開始した、是れ所謂募名の起源をなすものである。而して南渡以降は金の來寇に來り、軍需浩繁に赴き、地方の貢賦も到らず、級々として増稅計畫を立て、市舶司收入と共に商稅をも次第に増額し、私設稅局があり、重徵があり、其他不法課稅が多く、商民を苦しめたことは、能く釐金苛徵の事情に酷似して居る。國家の歲入に徵するに、國初は緡錢千六百餘萬に過ぎなかつたが、太宗の至道中には二千二百二十四萬、眞宗の天禮中には三千六百餘萬、仁宗の嘉祐中には又三千六百八十餘萬となり、神宗の熙寧中には五千六百餘萬となり、哲宗の元祐初年(一〇八九年)には、苛急の分を除き、尙四千八百餘萬を計上し、南渡の際は一時東南歲入は千萬に滿たぬこともあつたが、孝宗の淳熙末(一一八九年)には六千五百三十萬に上り、寧宗の時にも尙六千餘萬に達した如く、其增收の程度は前後領域の廣狹に反比例したのである(註一)。宋代國家の重要收入を大別せば田賦及雜收とし雜收は歷代襲踏のものと新設のものとなり、前者の中には、鹽稅・茶稅・酒稅・商稅・契稅等があり、後者は主として熙豐時變法の結果、或は南渡後軍用急迫の際に試辨した特殊の財源である所の青苗錢・免役法・助役錢・經制錢・總制錢・月椿等である。最も重要な財源としては、鹽稅・酒稅の外に、商稅を擧ぐべきである。高宗の紹興二十三年(一一五三年)前知州陳孝則の言に依れば、「州郡財計除民租之外、全依商稅」とあ

る(註二)。

宋代の商稅等内國關稅適用の範圍が、廣汎に亘り、自ら其弊害の甚しかつた事實は、歷世稅局の廢置課稅の減免等幾多の命令規定に徴して明かである。以下項を分ちて叙說することとする。

(註一) 建炎以來朝野雜記卷一四、玉海卷一八六

(註二) 文獻通考征權考一

第二 稅局の濫興

商稅等徵收の爲には、從來州縣には皆務を置き、又關鎮があり、大は官を派し、監督を任し、小は佐をして兼領せしめ、諸州には又都監を置いた。諸縣稅務の城内に在るものは、都稅務と云ひ、城外に在るものを外稅務と稱した(註三)。開國以來百十餘年を経過した熙寧十年(一〇七七年)、全國の稅所は三百三十三の稅區、千八百四十の務に達して居り、尙是等に附屬した分處が多數存じて居た。而して地方に分たば、東京・西京・南京及北京等四京の外に、京東・京南・河北・河東・淮南・以南・荆湖の各路とし、各路を更に小路に細分し、多くの務を配置して居た、是等法定の稅局以外に、私設無名の局處も増加したのである。例へば高宗の紹興二十二年(一一五二年)十一月十八日の條には、「南郊赦州縣に稅場を私置したことを記し、同二十四年五月大理事劉敏求是近來稅場乃ち私置と云ひ、同二十五年五月三日の詔には「州縣稅場名色重複有踰常法者」と述べ、嘉定五年(一一二一

二年)の上奏中には、「廣中諸郡無名場務、在々有之」とあり、同九年の條には「不出襄陽境内二十里而有三稅場」とあり、又同二十六年正月尙書省の言には、「蓋緣稅場太密收稅處多、且荆南至純州府五百餘里而稅場之屬荆南者四處夔州與屬邑雲南巫山、相去各不滿百里、亦有三稅務、如レ此之類甚多」とし、乾道元年(一一六五年)及同四年の條には、私置稅場邀阻客旅」とし、乾道元年十二月十日封事を奏する者の意見中には、「關市之征、古者以禁遊手、於是乎征之、今也有下務而分之至十數處者謂之分頭、一物征之、至十數次者謂之回稅」と記してある(註四)。

(註三) 泉州府志(明版)卷七

(註四) 宋會要卷三三〇一二三五(食貨二)一六商稅、商稅雜錄(文獻通考征權考一續文獻通考、宋史食貨下八)

第三 商稅の重徵と稅法の紊亂

前記私設稅局の濫興と共に商稅等通過稅の苛誅其他稅法紊亂の狀を見るに、例へば高宗の紹興三十一年九月の條には、私設稅場を廢撤した爲に、州縣の吏員は巧に名目を作り、尙私かに局處を存留し、間道より商旅を捕促し、又は違法に検査を強制し、貨物を抑留し、犯則として處分したとあり、又同三十二年の條には、州縣課稅不足の爲に人を二、三十里の外に遣はし、拘欄物を移し、創置の名を避けんとして、紹興三十二年(一一六〇年)八月二十三日中書門下の上言には、「舟

路經過必留旬日、多_ニ喝_レ稅_一錢、甚者指_ニ食米_一、爲_ニ酒米_一、指_ニ衣服_一、爲_ニ布帛_一、空船則多收_ニ力勝_一、行裝則以爲_ニ與販_一云々」と記し、乾道六年(一一七〇年)の奏文には、「方今重征之弊、莫_レ甚_ニ于沿江_一、如_ニ蘄(湖北黃州府下)之江口_一、池(安徽貴地縣)之雁汊、自昔號爲_ニ大小法場_一、言_ニ其征取酷如_ニ殺人_一、比年不_レ止_ニ兩處_一、凡_レ沂_レ流而上、至_ニ於荊峽虛州_一往來、謂_ニ之力勝_一、舟中本無_ニ重貨_一、謂_ニ之虛喝_一、宜_レ征_ニ百金_一、先拋_ニ千金之數_一、謂_ニ之花數_一、騷擾不_レ一云々」と述べ、淳熙五年(一一七八年)四月二十六日の奏文にも、「池州雁汊黃州鄂州稅場之弊一舟船實無之物、立爲_ニ名件_一、抑令_ニ納稅_一、謂_ニ之虛喝_一、又欄頭(監吏)妻女直入_ニ船內_一、搜檢謂_ニ之女欄頭_一、一所收_ニ商稅_一、專責_ニ見錢_一、商旅無_レ所_ニ從得_一、苛留日久、即以_ニ物貨低價_一、準_レ折謂_ニ之所納_一、一巡欄之人各持_ニ弓箭槍刀之屬_一、將_ニ客旅_一、欄截彈射、或至_ニ格鬪殺傷_一、稅務依_レ條自有_ニ纂節_一、欄頭多用_ニ小船_一、離_ニ稅務_一、十餘里之外、邀_ニ截客旅_一、搜_ニ檢小商物貨_一、爲_レ之一空_ニ稅錢_一、不_レ入_ニ官掩爲_ニ已有_一云云と記し、又同十四年八月十三日の上言には、「州縣每_レ遇_ニ米船_一、則別爲_ニ名目_一、謂_ニ之力勝_一、喝_ニ花錢_一、花稅者、以_レ無_レ爲_レ有_一、力勝者、計_ニ所_レ載之多寡_一、以_レ稅_ニ其舟_一とあるが如く、力勝錢は商人が米穀又は柴炭草木等を運搬し、入京せんとするときに、其積載量に従つて其船舶に課稅した。蘇東坡は力勝錢の弊害に就て論じて居る(蘇軾乞免五穀力勝稅錢劄子及繳進免五穀力勝稅錢議劄子參照)(註五)。

又一種の附加稅として重徵したものに、市利錢及經制錢がある。市利錢は入京の不稅品に對し課徵し、又は入市稅の附加稅として存し、其收入を稅吏等の給與に充てたものである。通考に依れば、神宗の熙寧八年(一〇七五年)には、納稅錢百文に付市利錢卽ち事例錢十文或は六文を加徵し、又は稅錢十文に及ばぬときにも、事例錢十文を徵收した如く、其弊多きを認め、遂に三百文以下の稅錢に對しては、尙之を免除することとした。蓋し特に市利錢と稱するは、孟子の所謂賤丈夫があつて、市利を壟斷するものを捕捉するの義に基いたものである(註六)。

經制錢は軍費支辨の必要に依り、北宋末政和年間(一一一一年)に陝西の轉運使陳亨伯が經制使を兼攝し、之を創設した以來、南渡後建炎紹興時を通じ、次第に實施したもので、宋代增收中顯著のものに屬し、商稅・契稅・頭子錢等諸稅を加徵する外に、專賣其他雜種收入を増加した。而して紹興五年には、呂頤浩葉夢得等の意見を徵し、更に本制度を擴張し、總經制錢と稱した。諸書或は翁彥國の創定に係ると記するものあれど、翁彥國傳には、總經制となつた記載を見ない、其誤なることは、繫年要錄の附說に在る通りである。其増加種目は十種以上に及び、當初は毎千錢二十三文のものが、五、六十文に増加し、其收入額は六百六十餘萬緡、總經制錢七百八十餘萬緡に達したことがあつた。自ら商稅に對する附加稅といへども相當數を占めたと思はる。

前記頭子錢は、既に五代の初創設し、當時は其收入少額に止まつたが、宋代に及んで經制錢並に總經制錢として多く賦課するに至つた。頭子契稅又は頭子賣契稅と云ふが如く、宋李心傳は、唐德

宋時に施行した一種の財産移轉税である所の除陌錢と同視して居れど、地租又は其他の課税に對する附加税としても存したのであり、廣狹の差がある(註七)。

其他稅吏の違法處分中、税金を横領する例が少くない、例へば紹興二十二年(一一五二年)二月十五日の詔に徴するに、「斬之斬陽、江之湖江、池之雁汊、稅務爲大小法場、咸謂利歸公家、十無二三、而爲官吏所竊取者過半矣」と記し、又宋李燾の續資治通鑑長編、熙寧八年の條には、「征算入官十纔三四、於是有所請計所丐取數減五六、收之以祿典吏、而典吏犯丐取百錢以上」と記して居る。

次に官吏自身が關稅を遁脱する場合もある、例へば嘉定五年(一一二二年)八月一日監察御史石宋萬の言に依れば、「今沿江場所至蕭條、較三往年、所收十不及四五、推原其條、皆士大夫之貪黷者爲之、巨艘西上、舳艫相銜、租載客貨、安然如山、問之則無非士大夫之舟也」とある(註八)。

(註五) 宋會要卷二二三、二三五(食貨二四—二六)宋史食貨志下八、文獻通考征權考一、大學衍義補卷三〇、古今圖書集成卷二二九。

(註六) 文獻通考征權考一、續資治通鑑長編卷二六二。

(註七) 經制錢は繫年要錄に依れば、政和時代(一一一一年)陳亨伯の制定に係るものは、添酒價、增歲額、官賣契紙與凡公家出納千收二十三」と記し、建炎三年(一一二九年)には、經制錢として「權添酒錢、量添賣糟錢、增添田宅牙稅錢、官員等請

給頭子錢及樓店務添三分房錢の五種を擧げ、同書紹興元年(一一三二年)の條には、「通鈔旁定帖及賣糟等錢七色」とあり、又玉海には陳傳良の奏疏を附し、「宣和以贍三軍糴、本與三應奉司無名之歛、合而爲三經制、紹興以三稅契之類十餘色、合而爲三總制」とあり、文獻通考には、「商稅有三增添七分、免役有二分、寬剩得產有三勸合典賣、有二牙契」とあり、泉州府志(明版)は宋代の稅制を述べて、「商稅定額稅錢十分爲率、以三其一納三總制庫、其一納三財計司、錢八分從州納三諸縣稅務」とあり、又鎮江志(宋版)には「陳亨伯爲三經制、乃以公家之出納錢、若三賣酒、鬻糟、商稅、牙稅、樓店等錢、量三取其贏、別歷收附以供三移用、謂三之經制錢」とある、而して紹興以降經制制の弊害著しきが爲に、屢次之が廢止を實行したことがある、(宋史食貨下一、建炎以來繫年要錄卷一八、二六、四三、八六、九五、七四、一八三、一九三、建炎以來朝野雜記卷一四、一五、宋史紀事本末卷七五、玉海卷一八六、明版泉州府志卷七、宋版嘉定鎮江志卷五、古今圖書集成卷二一九、二二〇、二三〇、二三三、宋寶慶四明志郡志卷五、開慶四明續志第十四、宋會要卷二三五)

(註八) 宋會要卷二三五(食貨二六)

第五 課稅の減免

國初以來商民の負擔を輕減することに努め、大祖建隆元年(九六〇年)の條には、「除三諸州津渡三十九處算錢、嚴關津留難及創三增商稅之罪」とあり、又同開寶四年(九七一年)には、詔して嶺南の商稅を禁じ、同六年七月には廣南の無名稅錢を減じ、淳化四年(九八八年)には沿江權貨入務を廢し、大中祥符五年(一〇一二年)には、暫く民物の入城市稅を免じ、又沿漢、江州軍渡船の力勝錢を廢除き、同九年三月には、雷州の無名商稅錢を廢止し、李迪傳には宣化軍境上に廢河故道あり、官は

行人に課税し、乾渡錢と稱して居たが、之を廢したことを記し、熙寧七年(一〇七四年)には、國門税を減じ、元祐九年(一〇九三年)には、又力勝錢を裁撤し、建炎元年(一一二七年)の詔に依れば、販貨上京する者に對しては、途中課税を免除する旨を記し、乾道四年(一一六八年)及淳熙五年(一一七八年)には、共に私設税場を禁止し、紹熙三年(一一九二年)には雅州税場五處を廢止し、慶元五年(一一九九年)八月廣東轉運使の奏文には、「舊管墟市一百餘處、減罷二十處之外、存留八十處」とあり、開禧元年(一二〇五年)廣東提舉陳杲の言には、「廣東州肇慶府惠州共管墟稅八十三場—計將三十一場、悉行罷」とあり、理宗の紹定五年(一二三三年)三月には、詔して京城内外の商税を三箇月免除し、寶祐二年(一二五四年)二月には、臨安平鎮の税場を裁撤し、度宗の咸淳元年(一二六五年)正月には、又詔して臨安の商税を三箇月免除し、次いで恭帝の德祐元年(一二七五年)には、長吏をして一切の商税を課することを禁じたのである。

次に一般人民の休息を旨とし、貨物の種類を選定して、免税の例を設けて居る。即ち主として食糧品、其他生活の必需品・原料品・微細貨物又は營業用に供せぬ旅客携帶品等に對しては、時々商税其他關稅の減税免令を公布したのである。

大祖建隆元年(九六〇年)四月の詔には、旅客携帶品の抑留を禁止し、即ち「行旅資裝除貨幣當輸算外、不得輒發篋搜索」と規定し、米穀蔬菜其他食糧品等に關して、例へば同二年船載の粟に付、同三年七月舒州々界淀伯の住民自給の魚菜に付、乾德三年(九六五年)忠州等の魚膏に付、同四年劔南道の米麴に付、淳化六年(九九〇年)魚池の採魚鹽米等に付、元豐元年(一〇七八年)濱棣滄州の魚果に付、大觀二年(一一〇八年)穀菽鷄魚蔬果等に付、高宗の建炎元年(一一二七年)及紹興十五年(一一四五年)中米柴麵等に付、又淳熙元年(一一七四年)にも、米麵等に付免税し、次に其他生活の必需品・器具類・原料品等に關しては、例へば開寶六年(九七三年)嶺南より輸入した生薬に付、乾德四年(九六六年)八月家嫁娶資に付、眞宗の咸平元年(九九八年)牛骨に付、同年十一月代州板橋木に付、景德三年(一〇〇六年)三月造營所輸する所の竹木に付、同四年柴薪に付、大中祥符元年(一〇〇八年)諸路州軍の農器又は石炭等に付、又神宗の熙寧元年(一〇六八年)運搬の石炭に付、大觀元年(一一〇七年)典買牛畜舟車の類に付、同三年人民の衣履炭柴磁瓦器類に付、高宗の建炎元年竹木磚瓦に付、同四年裝飾用木植磚瓦の外、釘灰彩色朱漆雜物等に付、淳熙元年(一一七四年)柴炭木炭等に付、免税することとし、微細貨物に關しては、例へば淳化五年(九九四年)五月詔には、自今商旅貨幣を除くの外、男女負販の貨物に付、至道元年(九九五年)九月の詔には、兩浙諸州の紙扇芒屨及他の細碎物は、總て免税すべきことを記し、又熙寧七年(一〇七四年)には、國門税數十種を減じ、錢三十に満たぬものは免除し、其他外城の二十門は皆責するに課息(利)を以てすとし、元豐元年(一〇七八年)には、竹木魚炭箔百錢の税に満たぬものは免除することにした。而して微細貨物

でなくも、例へば同二年十二月の詔には、民間織る所の縑帛にて營業目的に供せぬものは、課税せざることに決して居る。

次に銀の京城輸出税は徴收することに定めたが、之が輸入に關し、供給の減退を虞れ、天禧五年（一〇二二年）九月夔州に於て買銀税錢を免除することにした（註九）。

（註九）宋會要卷二三三—二三五（食貨二四—二六）宋史食貨志下八、文獻通考征權考、宋史太宗、眞宗、孝宗、理宗、各本紀、

宋史列傳六九

第六 外國貨物に對する内國關稅の減免

外國品の内地輸送に對し、商税等内地通過税の徴否に就ては、近世の不當課税問題と比較して頗る興味ある事項である。蓋し外國品の内地輸送を保護することは、既に唐代、市舶司の設置された後に在るものゝ如く、例へば全唐文、文苑英華等には文宗大和四年（八三四年）の條を擧げて、「其嶺南福建及楊州番客宜_下委_下節度觀察使、常如_中存問_上除_上船脚（輸入税）收市（買上）進奉_下外、任_下其來往通流自爲_中交易_上、不_レ得_レ重加_レ率税_上」と記して居る（註一）。而して宋代に至つては、殊に北宋末より廣東・杭州・寧波等の外國貿易が次第に隆盛を來し、就中廣東貿易は全國の約九割以上を占めた如く（註一一）、アラビア商人は主として廣州を中心として海外貿易に従事する外に、亦兼ねて内地貿易に迄手を延ばし、餘利を占めたのである。自ら唐代に比して、當時は外國品の内地貿易並に之が課

税問題を一層多く惹起したのである。宋會要に依れば、蕃客の他州又は東京（汴京即河南の開封府）等に往き、貨物の販運に従事したことは、從來の慣例であつたが、眞宗の元符三年（一一〇〇年）五月八日の詔に依つて、市舶司に申告し、執照を受けしめ、禁制品の輸送又は不良の徒を帶同せぬことを條件として、公式に許可したのである。後淳熙二年（一一七五年）十二月五日福建路の市舶司蘇峴の奏文に徴するも、輸入税納付濟外國品の内地輸送を認めて居ることがある。而して當時外國輸入品中政府の貿易專賣（博買）に屬するものは勿論、進貢貨物の場合には、多くは輸入税並に中途商税等を免れたものであるが、其他普通外國品は輸入税を納付した上に、原則として内地通過税を免れぬ、但し外國品と云ふ事由に依つて、特に途中課税を減じたのである。

眞宗の天禧元年（一〇一七年）六月三司の言には、「大食國蕃客麻思利等同、收買到諸雜物乞_レ免_レ緣路商税、今看詳麻思利等將_レ博買到眞珠等、合_下經_上明州（寧波）市舶司_レ抽解外、赴_レ關進賣、今卻作_レ進奉名目、直來上京其緣路商税不_レ令_レ放免、詔特蠲_レ其半_上」とある。南渡後、高宗の紹興十二年（一一四二年）十二月戶部の奏文には、「客人於_レ本場_レ博買到北貨從_レ本場_レ出_レ給關子（執照）從_レ便前去貨賣仍免_レ一本免_レに作る）半税、其經_レ由稅務_レ既收稅後、更不_レ契勘_レ云々」_上とあり、又考宗の隆興二年（一一六四年）十二月十八日の詔には、「舊制客人自_レ泗水_レ到回貨令_レ盡數於_レ場安頓、本軍選_レ差監官一員、看驗收稅、關報_レ權場、出_レ給關引（執照）付_レ客人、資_レ執沿路稅場、照驗與免_レ一半稅錢_上」とある、

是れ恰も近世條約上の子口單制度 (Inward Transit Pass system) と比較することが出来る、但し宋制は獨り開港場に限らず、納稅濟の外國品に對しては、同一州界を通じて自由販運を許し、重課を避けて居た。例へば乾道二年(一一六六年)五月十四日兩浙(杭州、寧波)路市舶司の言に依れば、高宗の建炎三年(一一二九年)四月四日には、「應販市船番藥、給引(許可證)付人戶、遇經過收稅去處、免州商稅」とあり又孝宗の隆興元年(一一六三年)十二月十三日の奏文には、「船舶物資已經抽解、不許再行收稅、係是舊法、緣近來州都密令場務、勒商人將抽解餘物重稅、卻致冒法、造漏失倍多、(中略)戶部看詳在法、應抽解物、不出州界、貨賣更得收稅者、以違制論」とし、何れも免重徵の旨を記して居る(註一一)。

(註一〇) 粵海關志卷二、全唐文卷七五

(註一一) 粵海關志卷三

(註一二) 宋會要卷一二七(職官五五)卷二五八(食貨四九)

第七 商稅の稅率

宋代商稅の稅率は、北宋時には尙外部關稅に比して概して輕率であつたが、南渡以降附加稅の増加と共に、次第に重課に傾ひたのである。而して外國貨物に對する關稅が、原則としては一割乃至一割五分程度であつた如くに、一定したものかない(註一二)宋代は五代の鹽稅と同じく、國初鹽課中の通商法を以て毎斤過稅は一錢、往稅は倍額を課したことがある(註一三)。

食貨志には、「行者齊貨、謂之過程、每千錢算三十一、居者市鬻謂之住稅、每錢算三十一、大約如此」とあり、太祖の開寶九年(九七六年)鹽鐵使の言に依れば、「西門峽路諸州商稅、自來雜用銅錢、其價不_レ等、諸自今比市價、每一貫收住稅三十過稅二十一、從之」とあるが如く、極めて輕率であつたが、淳熙七年(一一八〇年)湖北鄂州稅銀從來每兩八文の處を増して四十八文とした。銀錢に關しては、曩に商人銀を齎らして入城するときは、每兩四百五十文と定めて居たことがあり、同二年四月東京商稅院の議に依れば、從來銀又は銀器を携帶して京城を出るときは、每兩稅錢四十三文と定めたが、後之を増して三百文とした(註一四)。

(註一二) 紹興六年(一一三六年)戶部の言には、抽解(課稅)は細貨は十分の一、粗貨は十五分の一とした、但し例外として同十四年には一時十分の四に増率し、番商の陳訴があつた。(宋會要卷一二七、職官五五)萍洲可談卷二建炎以來繫年要錄卷一八三

(註一三) 太祖開寶三年の條に、「悉除諸州鹽禁、過者斤稅一錢、住者倍之」_レとある(續資治通鑑長編卷八)

(註一四) 宋會要卷二三三(食貨二四一六) 宋史食貨志下八文獻通考征權考

第八 落地稅の課徵

落地稅 (Lo-Ti-Shui) は、地方關稅の一種に屬し、本來の性質は文字通りに到達地の貨物に對して課稅するもの故に、從來學者は坐稅又は坐釐と同様に看做して居る。

落地稅の起源は、其弊害か明末に發生したので、通説は明代として居るが(註一三)、事實は一層

古く、宋代に在る。宋會要に依れば、淳熙六年(一一七九年)十月八日の詔に、「二廣虛(墟)市、更相貿易、非江浙私置稅場之比、可下從民便、與免落地稅錢、從前知高何惟清請也」と一箇處に記載して居るのみであり、又其他の史類や政書中にも、未だ之を發見することが出來難いのであるから、其起源の年月は不明であるが、恐らくは宋代を以て權輿となすべきと思ふ(註一四)。

(註一三) 皇朝通志卷八三、雍正七年落地稅銀條註、蕭一山清代通史卷中七章羅鼎中國財政史

(註一四) 宋會要卷二三五(食貨二六)

第九 稅法の維持

不法課稅を防止する爲に、先づ公示主義を採り、太祖の建隆元年には、詔して商稅則例を稅局に榜示し、擅に更改し、增收又は創收することを禁止し、又太宗の淳化五年(九九四年)五月の詔には、「當算之物令有司折頒行天下、揭干板榜置官宇之屋壁、以遵守焉」とあり又高宗の紹興二十五年(一一五五年)十二月一日尙書刑部員外郎孫敏修の奏文には、「州縣稅務凡應稅之物、令申所載以所收物名則例、大書版榜、揭務門外、曉示」と記してある。

商稅逋脫者の捕獲に對しては、賞與制を定めて居る、例へば宋史には、「應算物貨而輒藏匿爲官司所捕獲、沒其三分之一、以半卑捕者」とあるが如く、即ち沒收品の半部を捕獲者に給與するのである。

次に官吏の不法處分に對しては、人民に訴權を認めて保護して居る、例へば乾道二年(一一六六年)十二月十六日及同六年正月十三日の詔には、稅務違反に關し、商賈の越訴を許す旨を定め、淳熙五年(一一七八年)四月二十六日の奏文には、尙書省に越訴することを記して居る(註一五)。

(註一五) 宋會要卷二三四(食貨二五) 宋史食貨志下八、文獻通考征權考一

第十 商稅收入

商稅收入には通過途中の稅收は勿論、生産地又は消費地に於ける收入を包含すると同時に、内國關稅と認め得べき以外のものをも包含し、其稅種が少くないから、收入額が相當多額に上つて居ることは、後世も亦同様である。

太宗の至道年中(九九五—七)に於ける稅課歲入(關市津渡等稅)は、僅かに四百萬貫(一貫一千文とす)であつたが、眞宗の天禧末(一〇二一年)には倍加して八百四萬貫となり、景祐中(一〇三四年)の商稅四百五十餘萬貫が慶歷中(一〇四一年)には一千九百七十五萬貫に達した。國家の全歲入と比較するに、當初は約四分の一、天禧中は約三分の一弱に上り、其後は約五分の一を占め、田賦の半額以上に達して居る。

文献通考に載せて居る熙寧十年の稅局數及稅額等を掲ぐれば、左の如くである(註六)。

第二章 支那内國關稅の發達

壹箇年收入標準額	稅區	務數	稅額(推定數)
四十萬貫以上のもの	三	二四	×實徵額 一、七二七、八二五貫
二十萬貫同	五	二六	一、五〇〇、〇〇〇
十萬貫同	一九	九九	二、八五〇、〇〇〇
五萬貫同	三一	二七二	二、三二五、〇〇〇
五萬貫以下のもの	五一	三九三	二、〇四〇、〇〇〇
三萬貫同	九五	五九一	一、九〇〇、〇〇〇
一萬貫同	三五	一七〇	二六二、〇〇〇
五千貫同	七三	二六九	一八二、五〇〇
合計	三三三	一、八四六	一三、〇八〇、〇〇〇

×前記四十萬貫以上のものは、宋會要に掲げて居る熙寧十年の實數を含算したのである。其歲額は四京中東京都四十萬二千三百七十九貫餘、荊湖路中成都府等二十一務八十九萬九千三百貫、及利州路興元府等三務四十二萬六千四百四十六貫とし、其他は便宜中數を採つて算定したものである。

宋李心傳の雜記又は續資治通鑑長編等に載せて居る商稅收入は、前記數額と多少の出入があるが、今他の收入と比較せば、景祐中(一〇三四年)の商稅錢四百五十餘萬緡に對して酒課四百二十八萬緡、鹽課二百五十五萬緡、和買(買上)、絹二百萬匹あり、慶歷中(一〇四一—四八年)には、商稅錢一千九百七十五萬緡に對し、酒課一千七百十餘萬緡、鹽課七百十五萬餘緡、和買絹三百萬匹を占めて居る、尙鹽課其他には一部通過稅を包んで居る(註一八)。

(註一七) 文獻通考征權考一、宋史食貨志下八、宋會要卷二三〇—二三二(食貨二)續資治通鑑長編卷二〇九、玉海卷一八六
(註一八) 建炎以來朝野雜記卷一四、續資治通鑑長編卷二〇九

第三目 遼金時代

遼代は牧畜田漁の外、農業の發達に努力し、又互市の繁盛をも來し、太祖の三年(九八三年)五月には、羊城を炭山の北に置き、權務を起し、諸道の市易を通じ、聖宗の統和元年九月には、南京霖害の爲に、關稅の徵收を停止し、山西の米穀を移入し、乾享間にも又居庸關の稅を酌減し、山西の市易を通じ、同四年十一月榆關の課稅は、商旅を害するものとして史を派し糾問せしめた。同十二年同十九年に至り、又關市稅の減免を實施した。

金は世宗大定貳年(一一六二年)八月、吏部尙書張中彥の疏に基き、古法に徒ひて諸關稅を廢罷し、只通過取締のみに改めたことがあつたが、同二十年(一一八〇年)正月商稅法を設け、金銀には百分の一、普通貨物には百分の三を課することとし、後物價騰貴に依り、又金銀は富者の所有に屬するもの多き爲に、増稅を計畫したが、一方隱匿遁脫の虞ありとして實施に至らなかつたのである。而して世宗二十四年八月には、詔して上京の市稅を免じた。章宗の明昌元年(一一九〇年)八月には、親王王公の奴隸に托して綱船を占め、商旅に課稅することを禁止した。同年八月諸路使司院務千六百十六處の商稅額をば、舊額に比し九十四萬一千餘貫減じた(註一)。

(註一) 金史食貨志四、續文獻通考征權考一、金世宗本紀

元代は其版圖遼闊、漢以降隋唐宋各代を超越し、交通を歐亞に擴大し、内外貿易を伸暢したが、元代九十年を通じ、財政は技節彌縫を事とし、敢て永遠の規畫なく、國初以來兵を動かし、國用不足し、鐵冶を起し、酒類を專賣とし、鈔法を勵行し、鹽稅を増徴する等培克聚斂商民を苦しむること多く、其後泰定、明宗、文宗の三世を経て、財政は益々支絀し、濫費の積習仍ほ釐革する所がなく、順帝の時に至り、一歳の收入は旬月の支出に充つることも出來ぬ狀況に在つたのである。

稅法に就ては、國初金宋と對立し、南征の軍費をば商稅に求め、已に太宗の二年(一二三〇年)には、山西・直隸及山東各省の勢力範圍内に十箇處に徵稅使を置き、雜稅及酒稅を收納し、其後世祖の時、全國の版圖を統一するに及び、各省に商稅を實施したのである。

同六年にも徵稅收課所を立て、同十一年十二月には、商人烏爾圖哈瑪が中原の課銀二萬二千錠を撲買(落札)せんとするに當り、其額を倍加した。又當時數人の富者が百四十萬兩を以て全國課稅の撲買を申出づるに際し、耶律楚材は其弊害の著しき所以を奏上し、同法の實施を一時中止したが、前記商人等(宋史紀事本末には回々與都刺合蠻の請に依る)が撲買額二百二十萬兩に増加したので、楚材の切諫も其効なく、同法を試辨することに至つた。蓋し撲買法は既に宋代に在り、通鑑長編に依れば、仁宗の天聖六年に「河北緣界河買撲酒稅名額」とあり、商稅に就ても、寶慶四明志には、「係人

戶買撲認納官司」とある。

世祖の中統四年(一二一三年)正月には、諸路監榷課稅所を轉運司とし、同年回紇人阿合馬王光祖等の言に依れば、在京の權勢者であつて、商業を營み、官銀を賣買するときは、均しく稅局に赴き納稅すべく、逋脫を圖つたものに對しては、匿稅律に依つて處分することとした。(元典章中統二年以來至元二十五年の條令に依れば、匿稅者に對しては、其貨物の二分の一を沒收し、二分の一を密告者に賞與として給與することとし、尙犯人には笞五十の刑罰を科し、回々通事及使官銀賣買人等の入門して申告せぬ者に對しては、匿稅法を準用することにした。)

世宗の至元四年(一二一七年)には、僧尼道士の商稅酒醋の禁を嚴にし、同七年(一二七〇年)五月には三十分一の制を定め(元經世大典)、銀四萬五千錠を定額とし、溢額あれば、別に羨餘(増餘)を作つた。同年尙書省の言に依れば、上都は地理遙遠、商旅の往來困難故に、收稅を特赦し、惟典賣田宅の納稅せぬものは、査禁することにし、十年四月隆興路の權稅を三年間免除することにし、同十四年七月大都の商稅を權し、同十九年二月に至り大都稅課官十四員を十員に減じ、同二十年には詔して官吏を委派し、各路の商稅を提調せしめ、比較増額法を採り、定額制に依らざることにし、即ち増餘ある場合には遷賞し、虧欠ある場合には、賠償せしめた上、降黜することとし、同二十一年七月には、勅して上都商稅六十分の一を取り、同年九月には舊城市肆局院稅務を移して皆大都に

入れ、減税して四十分一を課し、同二十二年五月には上都の税課を一百兩に付七錢半と定め、同二十六年には、著しく全國の商税を増加し、腹裡(山東及河北の地)二十萬錠、江南二十五萬錠に達した。同二十八年自家用の絹絲は免税すべきを定め、同三十一年(一二九四年)に又勅して全國の商税にて増餘あるときは、其額を定めぬこととし、同年諸人の撲買を禁止することにした。越へて成宗の元貞二年(一二九五年)には、上都の税を増し、大德二年(一二九八年)十二月には、諸税錢二十分の一と定め、歲額を増加せぬこととし、同九年七月には、晋寧の商税半分を減じた。仁宗の延祐七年(一二三〇年)十一月には、京城諸寺邸舍の商税逋脱を禁止し、泰定元年(一二三四年)四月には、僧道邸舍の商税を徵し、文宗の天曆二年(一二二九年)七月には、又京師僧道の商税を徵し、至順二年(一二三二年)三月中書省の言に依れば、宣課提舉司歲權商税を鈔十萬餘錠と定め、僧道に對しても營業に従事するときは、商税を徵收した。同年十月には大廟の禮に際し、奉天路民間の商税を一箇年間免除し、又翌年六月陝西省同年の商税を免除した。

商税收入は天曆時代には、世祖の至元中に比較せば百倍に激増したと言はれ、元史食貨誌の擧ぐる所に依れば、天曆中の商税額は三十一路に及び、九行省にて約九十四萬四千三百三十餘錠、即ち約四千七百二十六萬五千餘兩に達して居り、其額數の大なるものは、江浙行省の二十六萬九千二百七十七錠三十兩三錢、河南行省の十四萬七千四百三十二兩三錢、大都宣課提舉司の十萬三千六錠十一兩四

錢、湖廣行省六萬八百四十四錠九兩九錢、江西行省六萬二千五百十二錠七兩二錢、陝西行省四萬五千五百七十九錠三十九兩二錢等である。是等稅收の外に歲課中に入らぬ額外課目として雜多煩苛の稅種、凡そ三十有二に達し、自ら商税に更に附加税を存したのである。丘濬は評して「元以胡人入主中國、其取之民、課額之名目、乃至如此多、當時之民苦可知也、我朝(明)一切削去存其二、亦不聞國用之不定」と云ふて居る、元代には宋時と同じく、内地輸送の外國品に對して商税を課し、輸入外國品に對する抽解法(課税法)は、固より時に例外はあつたが原則として細貨は十分の一、粗貨は十五分の一と定めて居た。マルコポールロの紀行には、世祖の至元末年のことであるが Nayton (泉州)の輸入税は寶玉眞珠等細貨をも包み一律に十分の一税を課したと記して居る。而して至元十四年(一二七七年)には、泉州の外慶元(寧波)上海澈浦(海鹽)に市舶司を置き、客船が泉州又は福州等より土貨を運搬するとき、即ち沿岸貿易品に對しては、番貨(外國品)と同一に課税したが、上海の市舶提控王楠の提案に依り、番貨は双抽とし、土貨は單抽とし、外國品は内國品に比して倍額を課徴することに改めた。其後同二十九年(一二九二年)十一月中書省は、抽分率及漏稅法(脱稅處罰法)を定めた。就中免重徵の方針に關し、元史食貨史に依れば、凡そ商旅泉州・福州等に於て既に關稅納付済の貨物をば、只本省市舶司の所在地に於て販賣するときに限り、細貨は二十五分の一、粗貨は三十分の一を課徴し、其他重徵せざることとし、即ち市舶司の所在地に於て買受く

るときには、販賣に際してのみの課税に止め、同三十年には及市舶抽分雜禁凡そ二十一條を定めた。其要點は當初泉州のみ本税の外に又三十分の一を再徴したが、自今泉州・上海・澈浦・温州・廣東・杭州・慶元市船司等七處にも、皆泉州の課税法を採用することとした。柯邵恣が其著新元志の註に於て、獨り泉州の物貨のみ三十分の一を課税し、餘は皆十五分の一を徴したと云ふ舊紀を錯誤と斷定して居るのは、當を得ぬ。元典章には當初は、「其餘市舶司裏、似泉州一般三十分要一分稅、的無有」とあり又、明版の泉州府誌には、「至元二十一年設市舶司於杭泉二州、獨泉州於抽分之外、又取三分一以爲稅」と明記して居る。

(註) 續文獻通考征權考一、市糶考一、元史食貨志二、上海縣志卷一四王楠傳、福建通志洋市部、大學衍義補卷三〇、宋史紀事本末卷一〇〇、元典章卷二二市舶部、新元志卷三九、食貨市舶課、泉州府志卷七、The Book of Ser Marco Polo (Yule), Vol. II, pp. 235.

第五目 明 時 代

第一總 說

明代に於ても、賤商主義を原則として實施したが、又一方商民捐輸助餉の效を認め、恤商策を加味した。孝宗以前の財政は條理を存し、商税自ら輕微であつたが、武宗以降は民艱を意とせず、益々奢侈に流れ、民を勞し財を傷し、明百餘年間の元氣は殆んど銷耗し、正徳初年より建築土木の業を起し、費用浩繁を來し、收支適合せず、神宗の世には一時財政整理の機會あつたが、忽ちにして其

功を廢し、殊に萬歴以後は其弊甚しく、同三十六年葉向高の奏文に依れば、「今日庫藏處々空虛(中略)戶部所積向有三百餘萬、工部亦數十萬、今皆盡矣、其所存者不能以萬計矣」と記して居るが如く、寧夏朝鮮播州の三役に於て費す所は十餘萬に上り(註一)、崇禎の初年には田賦を増加し、助餉又は練餉等を徴し、明末一ヶ年にて地方より京師に解送し、及京師より邊境に輸送した金額は、各二千萬に上り、就中萬歴四十八年より崇禎十二年(一六一八年—一六三九年)迄二十一年間に地租の増徴は七倍し、税源涸竭するに至り、明室は實に之が爲に崩壞したのである。

明の財政は又商税に依ること多く、商税の徴收機關は、北京を始めとし、南北直隸其他十三布政使の下に屬して居た。都税司宣課司分司等があり、更に新設の鈔關は重要な商税徴收の一機關となつたのである。自ら宋代に比して一層間接税の膨脹を來したのである。商税の増徴、税法の紊亂は、萬歴以降に於て其著しきものがある、例へば、徐恪の奏議には、「且以大江一帶言之、荊州有抽分廠、蕪湖又有抽分廠、各該委員每以增賦爲賢、如下一年納一萬兩、明則年倍其數、又明年再倍其數(中略)于龍江上流、增置二廠、杭州下流增置一廠、所易價銀雖數倍于昔時、亦未必盡爲經國之用、徒竭商之財力也、(中略)至千九江安慶鎮江等府、未嘗奏奉勘合、乃私自勸抽、每遇籩筏到彼即令小舫快槳欄截江中、必遂所欲而後已、新王聞之、亦遣内外人員于河南汝州魯山等處、私創抽分」とあり、趙世卿の疏には、「石嶺關之稅、何爲乎、定額之外忽起事

端一、群少猖狂鼓煽稅使、既于正額之内、陰肆侵漁、又于正稅之外、明開騙局（註一）、明史食貨志には、關市之征宋元頗繁瑣、明初務簡約、其後增置漸多、行齋居嚮、所過所止、各有稅、（中略）、官司有都稅、有宣課、有司、有局、有分司、有抽分場局、有河泊所、所收稅課有本色、有折色、稅課司局、京城諸門及各府州縣市集多有之、凡四百餘所、其後以次裁併十之七（註二）あり、明末御史永盛の論稅使疏には、「夫自古設權、止於江湖要津、並未連及各府州縣、並無土商土着色、馬承恩借一儀真、而牽連沿江上下借一商稅、而巧立土商土着色名色、暨又從而推廣之、夫江南諸府州縣何處無水道、何處無土著、何處無交易、今不論內外、盡歸統屬、則舉留都各府縣之河埠、細及米鹽鷄豕、粗及柴炭蔬果之類、無物不稅、無處不稅、無人不稅、將縣無寧村、村無寧家、內外騷動、貧富並擾、流毒播虐、寧有紀極、此開關以來所未有之々暴也」とあり、倪文毅岳疏には、「帝法之外又行巧立名色、肆意誅求、船隻往返、過期者指爲罪狀、輒加科罪、商賈資本多者稱爲殷富、又行勸借、有本課該銀十兩、科罰勸借至二十萬者（註三）とあり（註二）、尙湖廣都鄉史趙可懷の奏文には、「國家立稅開廠於貨集之地、論物抽分、不至甚、猶之可也、奈何一水路也入關有稅矣、纔行數十里、甚至數里、但遇市口一卽豎旗建廠、又名曰欄江、曰上船、曰起貨、而陸路之稅大略如之、至州縣之中、無一村不稅、肩背之販無一物不稅、繩樞甕牖無一間不稅、官生舉監之、行李無一人不稅、（中略）又有司房參道隨

有巡欄牙行等、或籌告密、或張網羅、或市牙爪一或少抗、先送委官、沒其半貨、再抗卽解稅使沒、其全貨、（中略）とあり、稅吏の暴狀に關しては、又欲抽船料、盡捲地方之所有、而歸之掌握、兵礦使相爲羽翼、搜掘無所不至、有司睥睨不敢救、男子幸脫、而縛其婦女、或裸體鞭笞、或輪奸備辱、至於死亡、或將孕婦、夾打墮胎、母子並死、甚至斷人手足、投之於河上」と記して居る（註二）。

次に明代陋風の一として擧ぐべきものは、既に宋元以來行はれた撲買法を繼承した包稅（請負制）の害である。例へば正統四年（一四三九年）には、包納制に依り、稅收虧缺し、商民に累を及した爲に、吏を派して實徵法に改めたことがあり、萬曆十四年（一六一五年）には、陝西巡按龍遇奇は、秦民包稅の苦三箇條を掲げ其非を論じて居る、（註四）

（註一） 皇明經世文編卷八一、三八五

（註二） 明史食貨志五、續文獻通考征權考一

（註三） 明書卷八三

（註四） 龍遇奇言、秦民包稅其苦有三、一曰包賠、無著之苦、天下稅課例屬商賈、若秦則三面臨邊、商賈罕至、向來稅額皆派之丁畝及津梁、陶穴築備之輩、今凶荒死徙、村里爲墟、卽向來瑣料無從矣、一曰稅額獨多之苦、秦邊地也瘠土也遠在江南腹裡者……秦地瘠視三省、廻殊而稅額多至二十萬、……一曰豪誤邊餉之苦、民止此財官司既督以賠稅、自不能並力輸邊、計秦民十八年已輸過一百五十萬、而坐邊邊餉二日則已二百四萬、足此誤彼、明驗不爽、此包稅所以不可不罷也、疏入不報（明會要卷五七）大明會典卷三十五

第二 内國關稅の新設

一、鈔關稅

國初は宋元の制を襲踏したものが多く、又裁革したものが多く、漸次商稅其他通過稅の賦課竝に増徴を見たのである。其顯著の例は鈔關の創定である。鈔關は後世常關の起原をなすものであり、今日釐金と共に内國關稅制度の重要部を占むるものである。

イ 鈔關の設立

明代鈔關の起因は財政上中央政府收入の補填及紙幣制度矯正の二大事由に基くものである。商稅は重要財源の一なれども、其收入は今日の釐金に於けるが如く、専ら地方政府の費用に充當せられ、中央に解送するもの殆んど之なきが爲に、中央直轄の關を船舶往來の中心地點に新設したのである。而して明代の鈔法は元代と異り、錢法を交ゆること多きも、元代の慣習を繼續し、鈔(紙幣)を亂發し恰も近年の奉天票の如くに其價格を暴落せしめ、鈔法の實施困難を來した。既に洪武八年(一三七五年)には毎鈔一貫を銅錢一千銀一兩と定め、民間金銀物貨の交易を禁止し、金銀を以て鈔に易ゆるものは之を聽し、商稅に就ては錢三分鈔七分の割合を以て錢鈔兼收の制を定めたが(註一)、同二十六年には、兩浙江西閩廣の商民錢を重んじ鈔を輕んじ、錢百六十文を折鈔(換算)一貫とするに至り、物價騰貴して鈔法は益々行はれぬことになつたので、同二十七年八月には銅錢の使用を禁

止し(註二)、同三十年(一三九七年)には金銀を交易に使用することを禁止し、永樂初年には一層其禁を嚴にし、同二年陳瑛の建言した戸口食鹽の法に依り、食鹽一斤に付、鈔一貫を徵する計畫を採用し(註三)、其後宣德初年には米一石鈔五十貫となり(米麥一石折銀二錢五分を例とす)、鈔法は全然行はれぬこととなつた。故に京省凡そ三十三府縣の商賈湊集地、市鎮店肆の門攤稅課をば、當初舊例に比して十倍に増加し、後五倍に下し、場房庫房店舎の商貨を保管し、驛驢車に依りて運載するもの等は、悉く鈔を以て納付せしめ、殊に荷物運搬の舟路に對しては、其積載貨物の數量、距離の遠近に従つて鈔を納入せしむることとし、以て鈔法の恢復を期した(註四)。乃ち宣德四年(一四二五年)戸部尙書郭資の奏請に依り、北京より南京の沿河に至る灤縣(北方通縣の地)臨清・濟寧・徐州淮安・揚州・上新河の七鈔關を新設した。徵收には鈔を以てしたので、鈔關と稱したのである。固より鈔關の設置は、鈔法矯正の目的に存し、顧炎武も「夫鈔關之設本藉以收鈔而通鈔法也、鈔已停則關宜罷矣」と述べて居るが如きも、鈔法の紊亂は尙甚しく、既に宣宗實錄宣德八年三月の際には、「鈔愈多鈔法愈滯」とあり、又鈔關の裁撤を實施することが出來ぬばかりでなく、分局の濫設は益々多きを加へたのである。而して鈔關の廢置に就ては、例へば正統十一年(一四四六年)に灤縣鈔關を河西務(武清縣の東北)に移し、景泰元年(一四五〇年)湖廣金沙州、江西九江及蘇杭二州等は舊制には船料がなかつたが、國用不足の爲に鈔關を新設し、每船百料納鈔十五貫を徵した、成化弘治

の間(一四六三—一五〇五年)には、鈔關の廢置數次あり、嘉靖四年(一五二九年)には鳳陽府に正陽鈔關を設け、前後凡そ十有二ヶ處を存した。鈔關徵收の船料は、當初積載貨物の評價をしたが、其評價困難の爲に、單に船舶梁頭(帆柱)の寸法五尺乃至三丈を標準として課税することに改めた。但し臨清・杭州・河西務等に於ては、兼ねて貨稅(商稅)を課し、殊に河西務は外に船鋪牙行稅をも徵收した。遂に萬曆に至りては、鈔關を河西務臨清・淮安・揚州・蘇州・杭州及九江の七處に限局したのである(註五)。

鈔關の弊害は亦商稅の苛誅に於て述べた通りであるが、蕭彥の商稅議に依れば、「如河西務大小貨船々戸有船料一矣、又有船銀、進店有商稅一矣、出店又有正稅、張家灣發買貨物、河西務有外正條一矣、到灣、又有商稅、百里之内轄者三官、一貨之來權者數稅、所利幾何而可堪」と云ひ、尙其影響に就ては、趙司農の關稅虧減疏には、「各關監督預呈文案、在河西務關、則稱稅使征歛以致商少如先年、布店計一百六十餘名、今止存三十餘家一矣、在臨清關、則稱往年夥商三十八人、皆沿途稅使盤驗抽罰、貲本盡折、獨存二人一矣、又稱臨清向來段店三十二座、今閉門二十一一家、布店七十二座、今閉門四十一家、遼左布商、絕無一至一矣、在淮安關、則稱南河一帶剝來貨物」と記して居る。其他稅吏の不法に關しては、江西建昌府内知縣等の訴ふる所に依れば、南京上新河・揚州・淮安・臨清・河西務等の地方に在つては、通過の客船に對して、量船官吏は贈賄の船戸には、其

船舶の丈尺鈔の腐軟を顧みず收受するが、賄を納れざる船戸には其丈尺を増し、鈔は堅定であつても拒否する旨を述べて居る(註六)。

(註一) 明大祖實錄九八、大明會典卷三一、正德本大明會典卷三四

(註二) 大祖實錄洪武二十七年八月條には、「詔禁用銅錢、時兩浙之民重錢輕鈔、多行折、使至有以錢百六十文折鈔一貫者、福建兩廣以西諸處、大卒皆然、由是物價湧貴而鈔法益壞不行、上廼諭戶部尙書曰、國家造鈔令與銅錢折兼行使、本以便民、比年以來、民心刁詐、乃以錢鈔任意虧折、使致令鈔法不行、其失立法便民之意、宜令有司悉收其錢歸官依數換鈔、不許更用銅錢行使、限半年內、凡軍民商賈所有銅錢悉送致赴官、有私自行使及埋藏棄毀者罪之」と記して居る(皇明實錄卷三三四)、日知錄卷一一

(註三) 大宗實錄永樂二年七月條には、「都察院左都御史陳瑛言、比歲鈔法不通、皆緣朝廷出鈔太多、收歛無法以致物重鈔輕、今莫若暫行三月口食鹽之法、以天下通計人民不下二千萬戶、官軍不下二百萬家、若使大員食鹽二斤納鈔二貫、小口一斤納鈔一貫、約以三月五日、季可收銀三千餘萬錠、行之數月鈔必可重云々」と記して居る(大宗實錄卷三〇)、日知錄卷一一

(註四) 宣宗實錄宣德四年一月條に、「增北京順天府南京應天府直隸蘇州等府州縣鎮市諸色店肆門攤課鈔、時行在戶部以下鈔法不通皆由客商積貨不稅與市肆鬻賣者阻撓所上致奏請依洪武中增稅事例、凡順天府外共三十三府州縣商賈所集之處市鎮肆門攤課稅、增舊十倍、上以大重、令增三五倍、俟鈔法通、悉復舊」と記して居る(宣宗實錄卷五〇)、續文獻通考考征權考一、明史稿卷七八、明史食貨志五、明會要卷五七

門攤稅課は主として市場の雜貨其他店舖商人に對する營業稅である、元史食貨志には、額外課二十三種の稅目中にも之を列して居り明代は元制を踏襲し嘉靖四十三年地方官の徵收に係る商稅を戶部の管收に歸した、後門攤季稅をば商稅に歸併して支銷した、明書には課程中(正賦外)の門攤は、市門に沿ふて均しく之を攤すと記してある、福惠全書(卷八)の

解釋に依れば、凡市臨街、舖面前隙地、有支棚攤攤、(開張)賣雜貨、生理者、晚則收歸、早則舖設、有司以下爲貿易取上利、宜輸官錢、名之曰門攤と記し、露店等の雜貨商に對する營業稅と認むるも、顧炎武の利病書中には、舊例原有門攤課稅一凡民間開店生理、俱照頒發估時例則一、赴稅司一上納、亦入商稅一支銷(中略)其磨房酒麵等店、照依鈔貫一納銀、仍名門攤稅一、各舖牙俱照地方赴府城清江二稅課司一交納とあるが如く、兩者適用の範圍を異にして居る、(天下郡國利病書卷二七)、明書卷八三、日知錄卷一一、續文獻通考征權考一、明史食貨志五、大明會典卷三五、明會要卷五七(食貨五)

(註五) 續文獻通考征權考一、續通志食貨略四、明史食貨志五、明史稿七八、大明會典卷三五、明版揚州府志卷四、同維揚關卷二及三

(註六) 孫承澤春明夢餘錄卷三五、皇明經世文編卷三八五、英宗實錄卷二九五、憲宗實錄卷三五、潛墅關志卷四

ロ 鈔關の折收法

鈔關は船料又は商稅を徵收し、淮安・濟寧・徐州・臨清等に於ては每船百料に付百貫を納付すべきこととし、(鈔百貫に滿たぬものを小稅と稱した) 設關當時は、國初に比し鈔は既に百分の一に低落し、成化元年には每鈔一貫銅錢との交換は四文となり、設關の年に比し鈔は二十五分の一に下り、國初に比せば二百五十分の一に下り、成化六年には更に二分の一に低落し、國初に比して五百分の一に下つたので、自ら每鈔一貫折收銀三厘、每錢七文折收銀一分と定めた、是を以て徵收法に於て下の通り變動を來したのである。

設關當時百料百貫をば、四年後の宣德八年(一四二九年)には六十貫とし、正統十二年(一四四七

年)には每船鈔二十貫とし、同十五年より景泰元年(一四五〇年)迄は十五貫とした。而して先に洪武十九年(一三六八年)の詔には、歲解の稅課錢鈔が其道里險遠にて送致困難なる場合には、金銀を以て代ゆることを許し、每金一兩を鈔六錠、銀一兩を鈔一錠としたが、宣德六年(一四三一年)六月温州の知府吳文瀾の奏文に依れば、今禁用銀而商稅魚課仍徵銀、巡欄網戶辨納甚難、乞納鈔とあるが如く之を改訂する所があり、同年三月の命令には、湖廣廣西浙江の商稅魚課は銀を納付したが、皆之を鈔に折收することにし、每銀一兩納鈔一百貫とし、十年正月英宗即位に及び、又詔し、諸種課稅にて在來金銀に折收するものは、仍舊例に照して收鈔することにしたが、鈔法の行はれぬ爲に、成化、弘治の間(一四六五—一五〇五年)を通して鈔錢の併用を見るに至り、其後正德嘉靖以降は折銀が能く行はれたので、鈔法は漸く廢せられ、錢法も亦不振であつた(註三)。

即ち成化元年(一四六五年)商稅課錢半部兼收每鈔折錢四文とし、同三年には蘇杭二州丈量客船錢鈔半部兼收し、同六年鈔一貫折錢二文となつた。成化八年には舊制に依りて鈔を收めたが、龍江宣課司龍潭太平門等稅課司批驗茶引所、上新河等九關應天府河泊所は、仍ち錢鈔兼收を實施し、同十七年には戸部の議に依り、雲南の戸口商稅は十分中、三分を本色とし、七分を海肥とし、海肥一索折鈔一貫乃至三貫として收納することにし、同十八年には淮揚鈔關の船料及稅課局司の商稅課鈔をば、同年夏季中暫く鈔一貫に付米一升に改めた。弘治元年(一四八八年)河西務臨清等鈔關、淮安揚州蘇

杭、劉家、隔家、正陽鎮各稅課司にては、銀兩を折收して每鈔折收銀三厘每錢七文、折收銀一分とし、京庫に解送し、其存留するものは、官軍の俸糧に折支し、每銀一兩折鈔七百貫とした。又寶源吉慶二店並に福德等五店の錢鈔は、共に半部折銀し、同六年には各關をして則例に照し、前記弘治六年と同率とし、正徳元年（一五〇六年）には每鈔一貫折銀二厘とし、同七年には在京九門稅課在外各鈔關は舊錢と國朝の銅錢とを兼收し、八年には臨清河西務に於て、又九年よりは各船料及商稅課種俱に本色錢鈔を收受し、嘉靖元年（一五二二年）よりは御史等の建議に基き、濬墅鈔關は又本色錢鈔を收受したが、軍民の不便に依り、舊に照し折銀とした。同八年には弘治年間の例に依ることとし、同十七年二十年乃二十一年には本色錢鈔を收受した但し二十一年には臨清以南各鈔關は京を離ることと遠隔であつて、本色錢鈔辨し難きを以て折銀を採用し京内外に對しては一體に本色錢鈔を徵收することにし、同卅三年には濬墅關主事高光の奏に依れば、「倭寇騷擾商賈缺乏錢鈔、請暫假折色、以便商民、奉旨暫准折色、一年以後照前旨輪收」とある、同四十一年には、崇文門宣課分司商稅は舊に照して銀兩を折收し、毎日一次戸部に解送し、終季通算し、五十兩を煎傾して錠に造り、大倉に轉解し、文武官員の折俸等に支用することとし、同四十五年には、淮安府の米麥雜糧等の稅は、每石徵銀一厘を本府所屬の稅銀に抵補することとした。而して隆慶元年（一五六七年）詔して京庫絹布及各鈔關の錢鈔を折色に改めた。又同年應天府江東等の宣課司局は課鈔每貫折銀六毫とし、

部の貯庫に解送することにした。萬曆二年（一五七四年）主事周有光の呈請に基き、舊に照し每鈔十貫錢二十文折銀七分とし、同五年（一五七七年）の命令に依れば、崇文門稅は、二兩以下のものは、全部錢收するも、二兩以上のものは銀錢兼收としたことがある。崇禎十三年（一六四〇年）には關稅二十萬兩を増加すると同時に、諸縣の課程には始めて鈔を收め、又米を折收し、或は錢鈔を兼ね半し、後は銀を折收したことがある、本色折色遞年輪收し來たのである。而して本色錢鈔は内庫に歸し、以て賞賜に備へ、折色（換算）の銀兩は大倉に歸し、邊儲に備へたが、每歲本折輪收し、或は折色七分の三を占むることあるが如く、其收鈔にも輕重があり、差官に專攝があつたのである（註四）。

（註三）折收は由來多きものを少きものに折減する義で、吏學指南には「折納謂缺本色以別物折納上者也」とあるが如きも、後は只換算の意に用ゐるに至つたのである、折納法には物と物との場合、物と錢との場合があり、錢物の需給市價の昂落、土地産物の有無厚薄に依り、又或は距離の遠近、運搬の難易等に從つて行はれ、銅錢の折納は、唐以前晋、南齊等に其例があり、唐以降は一層能く行はれた。金銀の折納は、恐らくは唐徳宗の時代兩稅法が租庸調制度に代つた、當時、漸く金銀の使用を増加し、徵稅にも之を供した以降のことと思はる。但し本色の物納を以て原則としたから、五代同光三年李琪の上奏にも、折納を用ゐず、本色輪官を採るとあり、又宋代には折變法の弊をも認めた。而して明かに金銀の折納を見たのは宋初とし、商稅の金銀折徵に就ては、眞宗の景徳三年六月の詔に、「東西兩川商稅鹽酒課利所納一分金、宜罷之其願納者聽、先是計司請令半輸銀兩外、其二分入金」とあるに依つて之を知る、ことが出来る、（冊府元龜卷四八七、四八八、東洋文庫論叢第六の一加藤博士唐宋時代に於ける金銀の研究（一）五五—六四、二〇二—二

○六頁)、舊五代志食貨志、江寧府志卷一五、維揚關志卷三

(註四) 大明會典卷三五、錢通卷一、潞關志卷四、維揚關志卷二、三明史稿卷七八、孝宗實錄卷一九九、憲宗實錄卷一〇七、

二二二、穆宗實錄卷八、春明夢餘錄卷三五

(ハ) 鈔關の監收及徵稅法

鈔關の監收

宣德四年設關當時には御史を派し、戶部官は鈔法の例に照し、船料鈔を監收し、正統六年には上新河監收の船鈔官を廢し、同十二年には主事二員を臨清淮安に、景泰元年(一四五〇年)には、同じく主事二員を湖廣金沙州、江西の九江又は蘇松二府等に差遣し、船料鈔を監收し、同六年には上新河に成化元年(一四六五年)には九江金沙州に、同三年には蘇杭二府に派員して鈔關を監收し、同五年には河西務をして船鈔を監收せしめ、而して同十六年(一四七九年)臨清州の鈔關に在つては、船料の外に商稅をも監收したのである。次いで弘治七年(一四九四年)河西務の收鈔は、官に委し、各鈔關は凡そ官民の糧米を積轉する剝船に對して鈔を免除することにした。嘉靖四年には鈔關稽考簿を置き、主事をして船料商稅數を填寫せしむることにした(註一)。

徵稅法

鈔關は前に述べた通り、山東臨清杭州北新關が商稅を兼收する外は、専ら船料を課し、船料は設關當初船舶の積載數量を標準として課徵したが、其測定困難なるが爲に、後には船舶の尺度に依

ることに改めた。通關手續に關し、嘉靖年間の一例を見るに、車輛商船隻に積載した貨物を運搬し、又は貨物を發賣するときには、其貨物の精粗に依りて稅銀の多寡を決定し、則例に従つて課稅する。主事は告示を出給し、商人に諭し車船が稅關に至るときには、舖戶に委託することを禁止し、商人は自ら其貨物を記載して事實の申告をなし、主事は委官と共に貨物の検査に従事し、規定に準じて銀兩を收納し、票帳を發給し、稅金及貨物の品名數量を臺帳に登録し、以て清查に備ふるものとす(註二)。鈔關に於て徵收する船料又は、商稅は市船司所轄の對外貿易に従事する船商又は舖商に對する所謂水餉又は陸餉に對立するものである(註三)。

船料の徵收法に於ては、今潞關其他代表的鈔關の一例を見るに、量船をば全料平料加平料補料・加補料等に分ち課稅する。潞關志に載せて居る宣德九年の則例は、長船・剝船・贛船・河船・焦湖船・漿船・沙船等は、其梁頭の廣狹に依り、四尺より四尺九寸迄を十級に分ち、鈔二十五貫乃至三十八貫とし、嘉靖九年には、各鈔關に於て丈量船五尺以上に船料を課することとし、則例は沙船・河船・艘船・航船等は、五尺より一丈四尺迄十一級に分ち、鈔十貫(錢二十文折銀六分)乃至鈔二百貫(錢四百文折銀一兩二錢)とし、同二十五年の則例は(一)河船艘船航船等を俱に平料と號し、五尺より一丈四尺迄を十級に分ち、鈔十貫(錢二十文折銀五分)乃至二百貫(錢四百文折銀一兩)とし、(二)長船川船烏船贛船を俱に全料と號し、六尺より一丈四尺迄を九級に分ち、鈔三十貫(錢六十文折銀一錢五

分)乃至二百五十貫(錢五百十文折銀一兩二錢七分五厘)とし、萬曆四十五年の則例は、(一)平料は五尺より一丈四尺迄十級に分ち、鈔十貫(錢二十文折銀七分)乃至二百貫(錢四百文折銀一兩四錢)とし、(二)加平料は六尺より一丈四尺迄九級に分ち、鈔三十貫(錢六十文折銀二錢一分)乃至二百五十五貫(錢五百十文折銀一兩七錢八分五厘)とし、(三)補料は五尺より一丈四尺迄十級とし、鈔二十貫(錢四十文折銀一錢四分)乃至四百貫(錢八百文折銀二兩八錢)とし、(四)加補料は六尺より一丈四尺迄九級に分ち、鈔六十貫(錢百二十文折銀四錢二分)乃至五百十貫(錢千二十文折銀三兩五錢七分)とし、而して南米及北米の空船は、共に料を徵せず、回風糧船の積載貨物に對しては、艙口貨物を以て納料を算定することにした。崇禎五年の則例は、七尺より一丈八尺迄十二級に分ち、各級に平料銀及補料銀を課した。

次に維揚關誌に記載する所の船料則例は、(一)河船・贛船・航船・板船・掉船等は、四尺よりは從來何れも鈔を收めたが、後四尺九寸以下は之を免除することにし、五尺より一丈八尺迄を二十三級に分ち鈔五貫(錢十文)乃至百八十八貫(銀三百七十六文)とし、(二)長船・河船・欄船・搖船等は五尺より一丈八尺迄十四級に分ち、鈔十貫(錢銀二十文)乃至百八十八貫(錢三百七十六文)とし、(三)空船は五尺より二丈迄十四級に分ち、鈔三貫(銀六文)乃至五十三貫(錢百六文)とした。但し實際納錢は久しく免除して居た(註四)。

(註一) 大明會典卷三十五、續文獻通考征權考五、明會要卷五七

(註二) 維揚關志卷二

(註三) 東西洋考に依れば、明代徵稅之規有三水餉一有陸餉一、有增加增餉一、水餉以三船廣狹爲準、其餉出於船商一、陸餉者以三貨多寡一、計價值徵輸、其餉出於舖商一、とあり、而して萬曆三年所定の東西洋船水餉規則に依り、船濶の尺度に依りて稅銀を定め、又同年所定の規則を以て、改訂した同十七年の陸餉貨物抽稅規則に依れば多くは各種貨物每百斤を單位として徵收した、(東西洋考卷七餉稅考)。

(註四) 濬野關志卷四、維揚關志卷五

二 崇文門稅其他通過稅

北京崇文門稅の起源は、鈔關とは異り、普通國門稅入市稅等の一種に屬すれど、後世に至つては、鈔關稅の後身である内地常關稅の一部と看做されて居る。北京國門稅の建置年月は不明であるが、彰儀門の入市稅は既に明の正統九年(一四四四年)以來實施されて居り(註一)崇文門稅(哈達門稅)に就ては、明史食貨誌等に依れば、考宗の弘治元年(一四八八年)二月竝に正德元年(一五〇六年)錢鈔の徵稅に關して規定したものがあり、而して御史陳瑤の言に徵すれば、弘治七年(一四四九年)命を以て崇文門監稅官は培克を能事とし、國體に反する故に、客貨外車輛の搜阻を禁止することとし、崇禎三年(一六三〇年)には關鈔每兩に付二錢に増率し、臨清に於ては其二分の一と定めたに對し、崇文門は河西務と同じく舊例に止むることとした。同九年には増稅を議すると同時に、一時崇文門稅を停止したことがある。明末には又崇文門外店稅として附加稅の一種である福王收稅の如きものが

あつた。隆慶の進士である趙司農の三爭店稅疏には、都城内外多くは雜貨に課稅するを以て惡稅と論じて居る。其他國門稅に屬するものに就ては、例へば正統八年(一四四三年)七月には南京各城門の課稅を免除し、正德五年(一五一〇年)十月には京城の九門稅を増加したことがあり、隆慶元年(一五六七年)十月には九門課稅の原定則例を規定し、之を榜示することとし、明末崇禎二年(一六二九年)には、關稅每兩に付一錢を増加した、要するに入城稅又は出城稅等は、殊に明の中世以降漸次増加し、例へば江都龍江朝陽聚寶等五司には出入の商稅を課し、又は新江關通濟大平等の諸門に進城稅を課し、或は浦口・江浦・磧王溝・趙溝・觀音門等の口岸には入城稅を課して居た。

落地稅は先に述べた通り、宋代の創定に係り、明は之を踏襲し、末年其陋習著しきものがあつた、明代西關の落地稅は、専ら戶部主事を差して管理した。王紀の疏には、「過路落地生熟鹽稅」とあるが如く、鹽の通過稅を指して居る。崇禎三年(一六三〇年)戶部尙書畢自嚴は、南京宣課司稅額一萬を増して三萬とした。當時南京戶部尙書の鄭三俊は、宣課收むる所の落地稅額は少きを以て、蕪湖に稅して増額せんことを請ふ所があつた(註二)。

次に明代創定の特殊通過稅中には、四稅と通稱された過關稅なるものがある。嘉靖四十五年(一五六六年)には淮安に於て災傷の結果米麥雜稅に對する過關稅を新設した。本稅は往來の要衝埠頭に當る過關(船溜)を通じて運搬する米穀等一石に付銀一厘を課し、名けて軍餉と云ふた。其課稅法

竝に目的より見て、恰も創定當時の釐金と同一である。隆慶四年(一五七〇年)には、脚失挑盤過關脚銀(僕役賃)一厘内より四・五毛を徵收するものを脚抽と云ひ、過關雜糧每石に付斛夫の取得する斛銀一厘五毛内より五毛を徵收するものを解抽と云ひ、同年又過關雜糧子花麻餅每價銀十兩に對し、牙人の收むる牙用銀(仲買手數料)五分内より銀二分五厘を徵收するものを濟漕と云ふて居る。顧炎武の利病書には、「米麥雜糧自北來過關、前往瓜儀等處、販賣者、每石納濟漕銀一厘、軍餉銀八毛、脚抽銀五毛、解抽銀五毛、謂之四稅、至淮轉賣、與人往南販賣者、止納濟漕軍餉脚抽、在淮發賣者、止納軍餉脚抽、萬曆六年南京河道御史方萬山建議去其脚抽、今四稅之名猶存、實則三稅而已」と記して居る。尙其他雜多の通過稅を設けた、其一例を擧ぐれば、過門錢・茶果錢・皇店稅等がある。

過門錢は弘治中守門の内官が入城の糧米千石に對し、一千元を徵收し、其後次第に増加し萬餘に達するものがあり、茶果錢は又曩に内官一員が米穀に對して二、三兩を徵收したが、其後每門内官毎員銀二十兩を徵收し、或は三、四十兩に至るものがあり、其他巧に名色を立てた。

皇店稅は武宗實錄に依れば、寵幸を得た御馬監大監が帝の爲に通州張家灣に皇店を置き、商賈の舟車に稅し、中外の怨を集めたのである(註二)。

(註一) 順天府志卷一

(註二) 宋會要卷五七(食貨五) 續文獻通考征權考一、明史食貨志五、皇明經世文編卷四四九、順天府志卷一一、江南通志卷七九、明史稿卷七八

(註三) 續文獻通考征權考一、天下郡國利病書卷二七、順天府志卷一一、孝宗實錄卷二〇五

三 工部關稅

明代に於ては前記鈔關に對して竹木等の課税をなす爲に、工關を設くるに至つた。鈔關が戶部の所管に屬するに對し、工關は工部の所管に屬するのである。

竹木等課税の起源は、周禮委人の「掌斂野之賦、斂薪芻(草)凡疏材木材凡畜聚之物」と云ふことに存するが、後世の竹木税は唐德宗の時趙贊の議に依り、茶漆等と共に物納十分の一税を徴したのを始めとする。蓋し竹木等は他の貨物に比せば、巨大重量のもの多く、又採取搬送等事情を異にするものがあるに由つて、古來特別税局を設けて居る。既に宋代に在つては、久しく實施せられて居た爲に、例へば至道元年(九九五年)十二月通判永興府楊覃の言に依り、河竹六千餘の大竿に對し免税することにし、咸平元年(九九八年)には代州板橋の木算錢を除き、景德三年(一〇〇六年)には簡州人民の建物築造用の爲に運搬する竹木税錢を免し、大中祥符二年(一〇〇九年)には、詔して石炭の賣買に對し每駄十斤の課税を免除し、同年昇州の竹木税を廢し、同五年には京東西路河北陝西江淮等柴薪の河津を通過するものを免税することにした。而して木税の徵收機關に就ては、乾道又は淳祐臨安志には抽分竹木場を記し、咸淳臨安志には轉運司の下に抽解竹木場即ち本税場を存し、臨

安府下の税場中には龍山に在るものを交木場と云ひ、浙江岸に在るものを抽解竹木場と稱し、其他諸處に柴場を置いた。元代に至つても亦前朝の例に依り、至正年間(一二四一年)始めて長洲縣滸墅に抽分竹木場を設置したことがある。但し木税収入は極めて少く、鎮江府志に徵するに、商課歲額鈔は十九萬餘貫税課十八萬餘貫に對して、竹木課は二千餘貫に過ぎないのである。

明は國初洪武以來前朝の抽分竹木場を廢止せんとしたが、實行せられず、却つて益々其徵收を増加し、洪武の初官場を蘇州府閶門葑門平望に置き、竹木柴炭草蘆柴等の物に抽分したが、結果宜しくなかつたので、一時罷革し、只滸墅巡檢司を設けて盤詰(窮問)したことがある、又或は龍江大勝港に局を設けたことがある。成化七年(一四七一年)には蕪湖荊州杭州の三處に之を増置し、工部官初めて竹木を抽分し、只鈔を收め、其後銀に易へ、遂に數萬に至り、商人怨讟路に盈つと云ひ、江寧通志には明世竹木の税は、工部に屬し、江寧は龍江に關を設けて工關と曰ひ、其餘雜貨物の税は戶部に屬し、西新に關を設けて戶關と曰ふと記して居る。又北方北京九門に於ても、商税と共に竹木税を徵收したのである。

税率に就ては、元代には尙低率で、元典章には三十分一税を標準とし、「禁重收草木税則」を規定して居たが、明代に至り次第に増課したのである。大明會典の載す所は、竹木柴炭の種額に従つて三十分の一以上三分の一迄として居る、順天府志には竹木局を通州に建て、永樂初年より其抽分に

は二八九一の率ありとし、倪文毅岳の言に依れば、南京龍江大勝港は原と抽分竹木局を設け、竹木柴炭等に課税し、三分に一を取り、十分に二を取り、又は三十分に二を取るものがあり、之を取ることに軽く、之を用ゆること至節とある。而して徵收法は成化七年(一四七一年)には、工部尙書王復の奏請に依つて、部員三人を太平蕪湖荊州沙市杭州等の現場に派し、實物を徵收したが、便宜銀に見積つて京師に送金したのである。

右抽分變價法に就て、明の丘濬は、「民に科徵するの弊を免れる良策であるが、後來の者は前人の數を踰へて以て能名を徵び、歲に増すこと一歲、紀極あるなく、竊かに恐る、後來者繼ぎ難く、商賈折閱興販の者至らず、官民共に其利を失する」と云ひ、前記工部尙書王復の奏文にも、「抽分竹木變價解京、以供營繕之用、其初每歲千兩、遂增至累萬、腹削不已、大爲商困、言利之臣貽害如_レ此」と論じて居る。

次いで正德十三年(一五一八年)には浙江工部の奏文に、「抽分廠竹木等料送清江、衛河工提舉司成造糧船及修器皿廠、供應器皿之用、比年流賊猖獗、焚燬糧船、幾二千艘、補造至今未完、而上供器皿工價亦多_二通缺_一」とあり、及同十六年には、山西の筏木の潯沱河東より販運するものに對しては、眞定に於て舊制に依り、稅課司を設け、十分一稅を課した。

竹木稅の徵收機關は、時々裁革を見たが、明史職官志に依れば、廣積通積蘆溝橋通州白河各抽分

竹木局に大使各一人、副使各一人、大通關提舉司提舉一人、副提舉二人、典史一人、柴炭司大使、副大使各一人を定め、又龍江抽分竹木局瓦屑礪抽分竹木局に大使一人を置いて居る。

(註) 元典章二二、武宗實錄卷一六六、續資治通鑑長編卷七一、乾道臨安志卷三、咸淳臨安志卷五五、宋會要卷二三三—二三五(食貨二四—二六)

倪元路國賦紀略(學界類編四) 濟寧關志卷四、江南通志卷七九、順天府志一一、鎮江府志(明版)卷六、大明會典卷三四、江寧府志卷一五、國朝(明)典彙卷一九九

第三 課稅の減免

國初は善政の一として人民負擔の輕減を計り、太祖即位の時(一三六八年)商稅三十分一の制を採り、鈔及錢に依り課稅し、定額を超過せぬことにし、洪武元年八月には先づ書籍田器に對する課稅を免じ、又市場の販賣用に供するもの外は、之を免稅することにし、同七年(一三七四年)四月大祖は彰德稅課司が蔬果飲食畜牧等に課稅するを聞き、之か處罰を命じ、又翌八年三月南雄より入京した商人の貨物に對し、淮關吏の勒索よりして貨物の銷路杜絶したときに、吏員を追放し、其俸給を以て商人に賠償したことさへあり、同九年六月山西の主簿成樂秋滿來朝し、商課恢辦の提案をなすに對し、「稅有定額、若以恢辦爲能、是剝削下民、失吏職」と云ふて之を黜け、同十三年正月史部は天下の稅課司局歲收額米五百石に及ばぬもの、凡そ三百六十四箇處に達したので、之を廢止すべきものとし、有司をして處理せしめ、同年六月には戶部に諭して「自今軍民嫁娶喪祭之物、車

舟絲帛之類、皆勿_レ稅、其榜_三示天下、使_三共周知_一とし、又竹木の課稅處を廢罷した。而して同十九年十一月大同の知府鄭彥庸が、大同の商稅苛重の爲に、鹽の銷路を防げ、稅收亦自ら舊額に及ばぬ旨を奏上し、從つて戶部をして調査せしめ、免稅したのである。

如上大祖は商稅の定額制を宣明して居るが、二十年戶部が課稅に缺陷を生じたので、洪武十八年の收入を以て定額とせん旨を奏上したのに對し、大祖は改めて「商稅多寡歲有_三不同_一、限_三以_三定額_一、豈不_レ病_レ民_一」と云ふて戶部の義を黜けたのである。

成祖の永樂元年(一四〇三年)には、軍民常用雜物の稅を免じた。即ち軍民の嫁娶祭時に於ける禮物、染練自織の布帛及納稅濟の貨物を購入し、或は船車に依つて運搬した自己所有の物資、又は農具小民挑擔の蔬菜、又は溪河に於て買入れた雜魚、其他民間家園池塘にて採用した雜果にて販賣用に充てぬもの及民間常用の竹木蒲草器物竝に常用の雜物銅錫器物日用食物類は、何れも免稅することとし、同十年增收に當り、零碎貨物に對して課稅するものをば處罰したのである。其後に至つても、例へば英宗の正統八年(一四四三年)七月には、南京各城門の收稅を免じ、同十三年には各處店舖を閉張したもの、及酒醋を賣る家の斷絶するものに對しては、其課稅を免じ、同十五年には張家灣及遼陽課稅の半部を減じた。蓋し當時は商稅極輕であつたが、弘治正德時代に迨び、再び苛斂に傾き、成化五年(一四六九年)には京城九門及通州等の抽分内外を通じて商稅の重課を禁止し、違反者を重罰

に處し、同十八年には關市批驗所に於て食鹽には十分の一稅、其他貨物には五分の一稅を課したことがあつた。弘治元年(一四八八年)には車輛運搬中に衣類あれば、原則として免稅するも、其數量が多く販賣に供するの虞ありと認めたときは、之に課稅することにし、正德七年には盜賊の害があり、商貨不通の事由を以て京師正陽等九門の錢鈔を十分の二、朝陽東通二門の錢鈔を十分の三減じたことあり、嘉靖十年(一八五三年)には宣課司に命じ、將來小民發賣の瓜果・蔬菜類を又免除することにした。萬曆三年(一六〇二年)二月には、各處の稅使を廢罷せんとしたが、實施せられなかつた。同四十二年には皇太后の遺命に依り、全國の稅額三分の一を減じ、同時に零碎の小稅を免じ、同四十八年七月には又遺詔に基き一切の雜稅を廢した。

而して明末は殊に私設無名の稅局多く、又不法課稅著しく増加するに至つたので、屢次廢止の命令を發した。例へば弘治十六年(一五〇三年)の詔には、「凡橋梁道路關津私設抽分、害_レ民者詔_三巡按御史等_三通行查革_一」とあり、又萬曆十一年(一五八三年)には私設無名の稅課を裁撤し、陝西漢中府の課稅を釐革し、又咸陽縣の皮布稅及涇成靜平等十七縣竝に雲陽・永樂二鎮店の私設稅銀は、盡く之を裁革した。但し曩に隆慶以來橋梁道路關津に於て擅に課徵し、私利を獲て商民を苦めたものに對しては、屢次詔を發して禁絶を講したが、容易に廓清に至らなかつたのである。

(註) 續文獻通考征權考一、明史食貨志五、明會要卷五七、大明會典卷三十五、大祖實錄卷一八五、武宗實錄正德七年五月條、

第四 免重徵制

考宗の弘治七年（一四九四年）二月、京城の商販貨物に關して起條納稅例を定めた。該法は客商販到の貨物にして、若し張家灣（順天府通縣の南）に發賣するものは、局に赴いて納稅せしむるか、若し京城に於て發賣するものに係るときは、全稅十分を率し、張家灣に於て起條三分、崇文門に於て七分を課稅し、即ち若し張家灣に於て起條せざれば、崇文門に於て全稅を完納せしむべきものである。又世宗實錄嘉靖二十九年七月の條には、詔して復た山海關稅を課し、中土より出るものは山海關に於て六分、遼東に於て四分を課稅し、遼東より入關するものは、遼東に於て六分、山海關に於て四分を課徵すべきものとし、萬曆十一年には、商貨臨清に於て發賣するものは、舊に照して全稅を完納せしむべく、四外各地に於て發賣するものに對しては、臨清に於て先づ六分を稅し、販賣地に到り四分を補稅することとす。其河西務崇文門に赴いて販賣するものは、臨清に於て先づ二分を課し、然る後に紅單を作成し、到達地を明註し、商人に給し、河西務崇文門に到り八分を補稅し、十分の數に充すものとする、之を關前に刻示し、各商に向つて示諭して遵守せしむるものである。右起條納稅例は、釐金の一起一驗、到に該當するものである。但し萬曆初年の例に依れば、商人入京の際には、河西務にて紅單を給付し、崇文門に於て正條船の三稅即ち發送地到達地の課稅外に、

船稅をも徵するものとし、若し河西務に止るものに對しては、正稅のみを徵し條船兩稅を免除することにした。

免徵制の原則は、南方に於ても之を實行するの必要を認め、嘉靖元年（一五二二年）八月の命令には、廣東江西の商貨納稅に關して、北より南に往くものは南安に於てし、南より北に向ふものは南雄に於てし、定例に背馳し重徵を許さぬことにした。

（註）續文獻通考征權考一、明會要卷五七、大明會典卷三十五、明史食貨志五、世宗實錄卷三五五、明書卷八三、順天府志卷一

一、明史稿卷七八、國朝典彙卷一九九

第五 稅法の維持

稅法の維持は洪武年間に設けた明律及其後の命令を以て規定して居る、脫稅の取締に關し、商民に對する場合及不法の課稅處分に關し、官吏に對する場合がある。

一 商民に對する取締規定

明律は「匿稅」として、凡そ客商の通脫及酒醋營業の課程（商稅其他雜課）を納入せざる者に對しては、笞五十を科し、其課稅物件酒醋等は一半を官に沒收し、其の三割を密告者の賞與に充つ、攢欄（關係官吏）が自ら捕獲したときは賞せず、門（市關）に入り申告せぬものは通脫と同視する、但し酒醋を製造し、自家用に供する場合は、此限りでないとし、又京内外の稅局に納入する場合には、商

人をして自ら納付せしめ、若し權豪無籍の徒が、黨を組み把持欄截(阻遮)し、事を生じ、商稅を攪擾せば、徒罪以上を科し、二箇月の枷刑に坐し、附近の軍に充て、杖罪以下は前に照し、枷號發落(處置)することとする。

客商の船舶入港したときには、其の積載貨物を申告し納稅せしめ、若し貨物を沿港土商牙儉(仲立商)に停場(藏置)して申告せぬものは、杖一百に處し、其申告を偽るものは亦同罪とし、其貨物は官に沒收し、其貨物の寄託を受けた者も同罪とする。而して密告者に對しては、銀二十兩を賞として給することにし、民間の茶鹽商稅其他課稅等納入の不足一割のものに對しては、笞四十を科し、一割毎に一等を加へ、罪杖八十に止め、追徵をなさしむ、若し隱瞞侵欺借用する者、竝に賊を計るものは、監守自盜の罪を以て論ずることとして居る。

次に關稅通脫の有無に拘らざるも、凡そ通過證を持たずに、私に關津を通過するものは杖八十に坐し、又別途より私に越ゆるものは杖九十に處し、若し緣邊の關塞を越ゆるものあるときには、杖一百徒三年を科し、之に依つて外境に出づるものは、絞罪に處することとして居る。宮豪勢要の者關津を經過し、吏員の検査に服せぬときには、杖一百の刑に處することとする(註一)。

二 稅吏に對する處罰規定

明律は「關津留難」として、凡そ關津往來の船隻に對し、監守員の直に検査許放せず阻當(留難)する

者に對しては、一日笞二十に處し、毎日に付一等を加罰す、但し罪は笞五十に止むとした(註二)

稅吏の誅求に就ては、國初商稅三十分の一以上を重徵することを禁止し、違反者を治罪する旨を定め、其後正統弘治嘉靖年間を通じて不法の監收を防止することを命じ、就中嘉靖九年(一五三〇年)の諭告には、船料等項監收の必要より數目を具し、造冊奏聞せしめたが、尙額數を欺隱するの弊がありとし、又部に命じて各鈔關に於て商稅船鈔を收受し、嚴密考核すれども、宿弊多く、苛刻利を取り、往來怨多きの事情を述べて居る(註三)

(註一) 明律卷八、戶律五課程部卷一五、兵律三關津部、問刑條例戶律四倉庫部、戶律五課程部

(註二) 明律卷一五兵律三關津部

(註三) 孝宗實錄卷六〇、明會要卷五七、淮關志卷六

第六 稅局及稅收

明の商稅局は其建革固より一定しないが、大明會典に載する所のものを示さば、左の通りである。

見設司局衙門之部

直隸(順天府崇文門分司以下)	三二處	貴州	四處
浙江	一二	河南	六
江西	七	陝西	一三
湖廣	七	四川	三
福建	一	廣東	一

第二章 支那内國關稅の發達

山東	四	廣西	三
山西	四	雲南	七
合計	一一一處		

順天府直屬永井府・應天府・直屬松江府下の外は、各地布政司の管轄に在る、多くは稅課司又は稅課局の名を用ゐ、又は宣課司と云ふものがあり、又稅課分司を包む。

裁革司局衙門之部(裁撤併合の部)

直隸	蘇州、杭州、揚州、鎮江各府其他江南地方を包む	七六處
山東	上海縣稅課局は隆慶元年革し直隸松江府下に屬す	四八
山西	浙江布政司下	二六
河南	江西南同	一九
廣東	湖廣同	二二
廣西	福建同	七
雲南	四川同	一三
合計	陝西	二七〇處

裁革司局衙門は正徳、弘治、嘉靖、萬曆、隆慶等の時代を通じて廢止せられたのである。

稅額増減を事由として、稅局廢置の一例を見るに、英宗實錄(卷一四三)正統十一年七月の條には、歲辦課鈔三萬貫に及ばぬものは、悉く之を裁撤することとしたが、收入増加の見込あつて市鎮の府州縣を去る遠隔に在るもの、或は辦課一萬五千貫のものは、皆之を復興することとし、憲宗實

錄(卷九九)成化七年十月の條には、曩に四川叙州府・富順縣の稅課局を復活し、本局先づ課鈔一萬貫に及ばぬものは之を裁革したが、後居民稠密し、商貨増加したので又復設して商稅を徵し、孝宗實錄(卷六八)弘治五年十月の條には、鳳陽府臨淮縣廣濟分司の商稅課鈔をば廣濟關に歸併し、次いで共に本府稅課司に歸併し、本關は只取締に止めたのである。

明代商稅等の收入額數は、鈔法紊亂の爲に各時代を通じて精覈に之を知ることとは困難である、殊に明實錄の如き、前後不自然に思はるゝ記事があり、或は誤記又は脱落等の疑が多く、比較に便でない。今實錄中に載せてある雜課鈔の數を二、三掲ぐれば、例へば設關の年即宣徳四年には三千二百七十八萬餘錠あり、同十年には九百五十三萬八千餘錠に下り、成化二十年には二千八百三十六萬二千餘錠、弘治五年には七千三百九十二萬六千餘貫、嘉靖三十一年には六百五十八萬七千餘錠を示したが、其後減退し、隆慶元年には二十九萬三千餘錠、同二年には五十八萬六千餘錠に下り、同三年の如きは計上されて居ない如く、區々である(註一)。續文獻通考に依れば、弘治以後の商稅課鈔に關し、明王圻續通考の數字を擧げ、四千六百十八萬九千餘貫とし、其時每鈔一貫折收銀三厘故に、換算すれば十三萬八千五百餘兩に過ぎぬ、又嘉靖二十三年には五千二百六萬八千餘貫を示し、增收少く、萬曆以降は橫征厚斂算に勝へずと記して居る。

萬曆年間の商稅收入を會典及續通考に依りて掲ぐれば、下の如くである。

大明會典の例(萬曆六年額數)

一、順天府九門並都稅等司門攤課鈔六六五、一二〇貫餘、銅錢二、四三二、八五〇文崇文門宣課分司商稅大約銀一、九八一六兩、銅錢一八、八七七、七〇〇文、條稅大約銀一五、九九六兩、船稅銀四、五一五兩、通州張家灣宣課司商稅大約銀三〇九兩、銅錢二八八七、七六〇文、麵一五二八、〇〇斤、條稅銀一五五兩六錢、稅船銀五五五兩、通州鹽牙稅銀五五五兩、永平府稅鈔四〇八、五五貫、保定府稅鈔一七七、四二九貫銀、河間府稅鈔一一五、三四二貫餘真定府稅鈔一一七、五六〇貫餘？順德府稅鈔二九、五三九貫、廣平府稅鈔四三、五七一貫餘、大名府稅鈔一〇七、八三八貫餘(總計鈔一、二九七、二六三貫餘、錢二四、一九八、三一〇文銀四三、五一三兩)。

一、應天府商稅門攤等課鈔共三、三六六、三八二貫餘文、鈔九、六三九、三五〇餘貫、江東瓜埠巡檢司船料鈔一二一、五二四貫、南京五城兵馬司房錢一、六一八、四三八貫餘、龍口石灰山大勝三關船料鈔五〇三、六〇八貫、安慶府稅課等鈔共三五二、三二六貫、蘇州府同六九二、一〇八貫餘、松江府同四二七、一六二貫餘、常州府同二四二、八六八貫餘、銅錢四八五、七三九文、鎮江府同三三〇、八五六貫餘、廬州府同二七三、七六七貫餘、鳳陽府同五三〇、四四六貫餘、淮安府同二、二六九、八六三貫餘、揚州府同八六七、二七六貫餘、徽州府同二四〇、五七〇貫餘、寧國府同一九三、二二九貫餘、池州府同六九、二三七貫餘、太平府同一四二、三五二貫餘、廣德州同九一、四八七貫

餘、徐州府同三四三九、一七貫餘、滁州府同五三、九五六貫餘、和州府同六二、九〇九貫餘、(總計鈔二二、三三二、八四五貫餘、錢五三九、三〇〇餘)。

- 一、浙江稅課鈔 三、〇〇五、二九九貫餘
- 一、江西商稅銀 三、二九五兩六錢餘
- 一、湖廣稅課鈔 五五七、九一四貫餘
- 一、山東同 折銀八、八六一兩三錢餘
- 一、河南同 二、〇三四、一〇二貫餘
- 一、福建同 二六七、三三六錠五貫餘
- 一、陝西同 一、七二一、六〇六貫餘小麥二、四九三石課銀四兩六錢五分六厘
- 一、山西同 四四七、〇六四貫餘
- 一、廣東南雄府太平橋每歲南北盤商稅鐵課等四三、〇〇兩
- 一、廣西稅課鈔 八〇、七九三貫餘
- 一、四川同 五四四、七一八貫餘
- 一、雲南同 銀一三、七六四兩二錢餘米麥九四四石八斗餘海肥五、七六九案二〇平
- 一、貴州同 一四八、三六三貫餘

續文獻通考の例(同上年額數)

一、在京九門額徵本色鈔六六五、一八〇貫、折色銀錢二、四三二、八五〇文、順天府歲徵都稅司正陽門宣課司安定門稅課司、德勝門稅課分司共本色鈔一三七、九五〇貫、折色錢二七五、九〇〇文、崇

文門宣課分司商稅・猪口牙稅、條稅、船稅共銀四〇、三〇〇錢兩、錢二、八八七、〇〇〇餘文、永平・保定・河間・真定・順德・廣平・大名等府商稅各稅共六八四、六〇〇餘貫。

一、南京五城兵馬司房稅・龍江關船料・石灰山關・大勝關・應天府都稅司商稅・聚寶門宣鈔司・聚寶朝陽二門分司・江東龍江兩宣鈔司商稅門攤・太平門・龍江・龍潭三稅鈔局商稅門攤・上元・江寧等縣商稅（併魚酒醋鈔）、徽州寧國二府商稅（亦茶鈔）池州・太平・蘇州三府商稅、松江・廬州・揚州三府商稅、（亦魚鈔）常州府商稅門攤（併魚酒醋鈔）鎮江・鳳陽兩府・和州商稅・淮安府・鈔州商稅門攤（併酒醋課）、廣德州各色鈔鈔共一、五七九、〇四三錠四五二、五〇〇貫餘。

- 一、浙江布政司商稅門攤（並並醋魚課）等鈔共二、二八三、四四三錠五貫零
- 一、江西布政司商稅銀三、五五〇兩二錢（魚課等在外）
- 一、湖廣布政司各色鈔二、六九八、六四一貫餘
- 一、福建布政司商稅門攤（並魚課）等鈔二六七、三三六錠五貫餘
- 一、山東布政司各色鈔三、五〇一、一一〇錠一貫
- 一、山西布政司商稅門攤（並酒醋）等課本色鈔三六一、四八八錠三貫餘、折色鈔九二〇錠三貫（羊皮及米在外）
- 一、河南布政司課鈔四〇六、八二〇錠二貫餘
- 一、陝西布政司商稅（並酒醋）等課鈔共一、七四五、三二一貫餘
- 一、四川布政司商稅等鈔五四四、七一八貫餘（黑鉛皮硝及課米並魚課米在外）
- 一、廣東布政司額征・南雄府・太平橋南北抽盤商稅（並鹽課）等銀約四三、〇〇〇餘兩

一、廣西布政司商稅門攤等鈔二四、五六六錠三貫餘
一、雲南布政司商稅門攤（並酒醋鉛鐵銅稅魚課）等約一五、一三五兩二錢餘、各色課海肥約五、四九八兩二十手（本色麥米在外）
一、貴州布政司商稅等鈔共一四八、三六三貫餘

如上續文獻通考は、主として會典に據つたものであるが、出入する所多く、例へば福建・陝西・廣東・貴州・順天府・九門並都稅司等の課鈔は、大約同一であるが、會典に於ては錠（五千文）を單位とするに對し、續通考は貫（一千文）を單位とし、自ら異なる所あるばかりでなく、鈔價の變動著しく、規定の標準を以て計量することは出來ぬ、兩者に於て最も著しき相違があるは、湖廣山東等の例である。

次に鈔關の收入を見るに、船料及商稅を包む、大明會典載す所の萬曆年代の額數を掲げば、下の通りである。

- 河西務（直隸） 本色鈔一九〇、〇〇〇餘貫、船舖牙行稅約四、〇〇〇兩、商稅正餘銀四、〇〇〇兩餘、條船二稅銀四、九〇〇兩
- 臨清（山東） 本色鈔二二、六〇〇、〇〇〇貫餘、錢二五、二〇〇、〇〇〇文、折色船料商稅正餘銀八三、八〇〇餘兩
- 濟甯（蘇州） 本色鈔五、八六〇、〇〇〇餘貫、錢一一、七三〇、〇〇〇文、折色船料正餘銀三九、九〇〇餘兩
- 九江（江西） 本色二、九三〇、〇〇〇餘貫、錢六、八九〇、〇〇〇文、折色船料正餘銀一五、〇〇〇兩
- 杭州（浙江） 本色鈔一、九〇〇、〇〇〇餘貫、錢三、八一〇、〇〇〇文、折色船新商稅正餘銀三六、八〇〇餘兩
- 淮安（江蘇） 本色鈔三、〇〇〇、〇〇〇餘貫、錢六、〇〇〇、〇〇〇文、折色船料正餘銀二二、七〇〇餘兩
- 揚州（同上） 本色鈔一、六九〇、〇〇〇餘貫、錢三、三八〇、〇〇〇文、折色船料正餘銀二二、九〇〇餘兩

以上本色鈔徵收總額は二千九百十七萬餘貫、折色船料又は商稅銀二十三萬餘兩、錢五千七百餘萬文となる。何れも定額であつたが。明末には財政支絀の爲に増徴したものが多し。例へば戶部尙書趙司農の關稅虧減疏には、崇文門、河西務、臨清、九江、潞墅、楊州、北新、淮安客關の會計錄に載せてある原額は、毎年本折約共該銀三十三萬五千餘兩であつたが、萬曆二十五年には銀八萬五千餘兩を増加し、其後一時漸減し、同二十七年各關徵解本折銀約三十四萬五千餘兩、二十八年には同上三十萬六千餘兩、二十九年には同上二十六萬二千餘兩に下り、崇禎頃より又増加し、崇禎の初には關課毎兩一錢を増し、八關を通じて五萬兩を増し、三年更に二錢を増した。又南京戶部尙書畢自嚴の議に依り、南京宣課司稅額の一萬を増して三萬とし、後十三年には、關稅二十萬兩を増加したのである(註二)。

終りに鈔關稅中の商稅額を見るに、春明夢餘錄は萬曆八年大倉考に載録するものを引援して居る。其各關に於ける商稅收入を擧げなば、下の如くである(註三)。

崇文門宣課分司約解商稅正餘銀一六、六六二兩一錢六分、銅錢一八、八七七、七一六文、猪牙稅二、四二九兩、	帳家灣宣課司同上	二、四七九兩二錢、銅錢二、八八七、七六二文
河西務鈔關同上	一四、六三三兩六錢八分	
臨清鈔關同上	四四、七〇七兩一錢一分	
潞墅鈔關同上	一七、三七六兩五錢六分	

九江鈔關同上	一〇、九九〇兩三錢一分
淮安鈔關同上	一一、四一四兩六錢三分
楊州鈔關同上	九、六七八兩九錢七分
北新鈔關同上	三六、八三九兩四錢三厘

鈔關總收入に關しては、崇禎二年(一六二九年)戶部議權疏に依れば、南北樞關口に舊額があり、新增がある、北新外八關の例を掲げば、左の通りとす。

北新關原額四萬兩、天啓元年(一六二一年)以降加増共八萬兩	
潞墅關同	四萬五千兩、天啓二年加増二萬二千五百兩、同五年加増二萬兩、共八萬七千五百兩
九江關同	二萬五千兩、天啓元年加増一萬二千五百兩、同五年加増二萬兩、共五萬七千五百兩
兩淮關同	二萬二千兩、天啓元年加増七千六百兩、同五年加増一萬五千兩、共四萬五千六百兩
楊州關同	一萬二千兩、天啓元年加増二千六百兩、同五年加増一萬、共二萬五千六百兩
河西務關同	四萬六千兩、加増額なく、減額二萬兩
臨清關同	八萬三千八百兩、同じく減額一萬四千兩
崇文門同	六萬八千九百兩、天啓五年加増二萬兩、共八萬八千九百兩

(註一) 宣宗實錄卷五〇、英宗實錄卷一二、憲宗實錄卷二五九、考宗實錄卷七〇、穆宗實錄卷八

(註二) 大明會典卷三五、續文獻通考征權考一、明書卷八三、皇明經世文編卷三八五、明史稿卷七八

(註三) 春明夢餘錄卷三五

第四款 近世の内國關稅(清朝以降)

茲に近世の内國關稅として清朝以降の時代を區劃し、叙述するも、支那國民經濟の發達及財政組織並に其運用に關しては、古今を通じて一貫した傳統的思想及制度を存し、前時代に比して敢て學問上本質的に其間に著しき差異を認め難いものがあり、古來各時代と同じく自ら便宜上の分類に屬するのである。但し唐末より宋元明各時代を通じて漸次外國貿易發達し、並に間接稅増加の結果、關稅體系の上に變遷を來したことは事實である。

清朝は滿州より起り、漢民族統治の必要上人心收攬策に努め、善政の第一歩として先づ明季に於ける附加稅雜課等の苛征を廢除し、賦役全書を頒行し、地租の定額を決し、宮府國家の費用を節減し、軍費外歲出は一時二百萬兩を以て足れりとし、順治より康熙に亘り、既に藩軍の協餉又は冗官費用を増加した爲に、所謂賦外の賦差外の差、關外の關を生じたが、康熙元年より四十四年に亘りて錢糧九千萬兩を免じ、五十一年には又地丁銀三千三百萬兩を除き、一方當代より次第に外商の貿易に従事するもの多きを加ふるに従ひ、同二十二年(一六八三年)臺灣靖定の效を收めたので、翌年國初以來の閉關政策を改め、同二十四年には廣州の澳門、福建の漳州、浙江の寧波、江南の雲臺山海關を新設し(註一)同五十一年(一七二二年)には永遠不可賦の法を建て、五十年の徵糧丁冊を常額とし、以後人口の増殖を見るも田賦を加徴せぬこととし、次いで雍正四年(一七二六年)には丁銀を地糧に糧入し、無地の人丁に對しては丁稅を賦課せぬこととし、人頭稅を消滅せしめたのである

(丁隨地起の法)(註二)。雍正年間には殊に稅吏の勒索中飽著しく、之が禁絶に努力する所があり、又地方濫設の收入をば中央政府の手に收め、公費に充當したので、田賦關稅鹽課等に依つて歲入の増加額は數百萬兩に上り、屢次用兵の爲に國費は匱乏を來したにも拘らず、國庫剩餘金は二千四百萬兩に達したのである。而れども乾隆時代(一七三六—一七九五年)に至つては、漸く移泰の端を發し、又干戈を動かすこと多く、五箇年に亘る大小金川の平定には七千萬兩、準回の戰には三千三百萬兩、征臺の役には八百餘萬兩を費消した。繼いて嘉道兩朝(一七九六—一八五〇年)は、清時盛衰の分る期間であり、嘉慶時代(一七九六—一八二〇年)には湖南貴州の苗民、湖北四川の白蓮教徒の亂、東南沿岸の海賊、河南・山東直隸等天理教徒の害、其他回疆の戰亂等に依る軍費の支出尨大を來、前後を通じて數億兩に達したと云はれた。更に道光時代に入つては、阿片戰爭(一八三九年—一八四二年)を直接の原因とした南京條約に依る喪師賠款の結果、國力頓に疲弊し、清末財政の危機を既に當時に胚胎したばかりでなく、爾來八十有餘年片務協定の關稅則に拘束せられたのである。是等期間の收支適合の狀を見るに、順治十三年(一六五六年)後歲入一千九百六十萬兩に對し、歲出は二千四百餘萬兩にて、缺額は四百餘萬兩を示したが、康熙末より雍正乾隆に迨び、部庫充實し、乾隆四十六年には其額七千萬餘兩に上つたことがあり、同五十六年(一七九一年)の歲入銀四千三百五十九萬兩に對して歲出は三千百七十七萬兩であつて、其剩餘額は一千百八十餘萬兩に達し、嘉慶

十七年(一八一二年)にも歳入銀四千十三萬兩に對し歳出は三千五百十萬兩であつて、其剩餘額は尙五百萬兩を示し、南京條約後、道光二十五年(一八四五年)より五箇年間の歳入銀一箇年四千萬兩内外に對して歳出は三千五六百萬兩であつて、剩餘を生じたが、道光咸豐の交太平亂の爲に、兩廣・兩湖・貴州・江西等一箇年の臨時軍費は二千二百五十餘萬兩に上り、其後剩餘銀を支出した外に、部庫の撥用は巨額に達した如くに太平亂は十五箇年を経過し、十六省を荒廢に歸し、稅源の大部を枯渇し、地方の解送は次第に杜絶した結果、新財源として厘金及捐輸の二途に依ることとなり、現に當時軍費に充當した厘金は約八割を占めた。咸豐の終りには英佛聯合軍の難があつて、各種糜費を加へ、賠款一千八百萬兩に上り、同治末(一八七四年)の歳入は地丁二千萬兩、漕折二百萬兩、鹽課鹽厘等八百萬兩、四川按糧の捐輸及津貼(附加稅)各百八十萬兩に對し、常關稅二百萬兩、海關稅一千二百萬兩、厘金一千五百萬兩合計六千萬兩に達し、道光時に比して二千萬兩を増加したが、歳出は約七千萬兩を占め、歳入不足額は一千萬兩に上つたのである(註三)。

光緒時代(一八七五年以降)に至つては當初中央政府の財政は八千萬兩臺であつたが、末年には二億兩を突破し、海關稅其他の租稅收入を以て支辨した外に、外債に依り彌縫補苴の策を講ずることとなり、殊に日清戰爭(一八九五年)及庚子拳亂(一九〇〇年)の結果、一層其傾向を増長し、中央政府は専ら借款に依る外、關稅(海關稅及常關稅)及鹽稅の剩餘金を金穴とし、地方政府は厘金を收入の大宗と仰ぐこととし、清朝は内政の腐敗、外交の難關に面すると共に、財政の破綻に依つて滅亡したのである。

民國に至つては、帝政を廢止した形式的政治革命を遂げたが、財政上面目を改むることが出来なかつたばかりでなく、各省軍閥の跋扈よりして國家は益々の不統一を來した。前に緒論に述べた如く、民國元年及二年は財政破壞期に入り、同三年及四年の一路借款を以て政權を集中した財政整理期を経過したが、反動的に五年以降は財政の紊亂期に至り、南北抗爭動亂を持續し、殊に八年以降は豫算の編成もなく財政は全然中樞機關を喪失し、群雄割據の戰國時代を現出し、濫誅苛斂至らざるはなく、眞に社會あつて國家なきの情態となり、遂に這次國民政府の成立に及び、經濟財政の關係に於ても、近世國家としての改革運動を開始することとなり、自ら關稅自主權の確立に伴ひ、内國關稅整理を解決する大難題に直面するに至つたのである。

今歴史的に關稅體系を一言せば、無條約時代・條約時代及不平等條約取消時代に分つことを便宜とする。

第一、無條約時代は、國初より道光二十二年(一八四二年)南京條約締結以前とし、支那が自主權を以て通商貿易を許否し、内外關稅を規律した前記康熙二十三年の開禁前に在つても、時に通商を許可したことがあり(註四)、開禁後と雖ども、其後外國人及海外の支那人の多量に米穀の輸出を計

ることを禁ずる爲に、貿易に制限を設けたことがあつたが康熙四十八年（一七〇九年）七月には、福建温臺二府の米穀の浙省に對する移出を許可し、次いで雍正五年（一七二七年）三月には、福建諸地人の増殖竝に田地缺乏の爲に食糧供給の必要からして、南洋方面との外國貿易を許可し、開禁を持続した、又其後或は四港貿易を専ら廣東に集中する方針の下に、例へば乾隆二十二年（一七五七年）には英商の浙江貿易を禁止したが如く、何れも國權の發動に基いたのである（註五）。尤も既に康熙二十八年（一六八九年）の尼布楚條約を始めとし、雍正六年（一七二八年）の恰克圖條約及其改訂條約等に依つて、北滿洲の邊境蒙古北境を劃定し、露支間の通商貿易を許して居るものがあつたが、原則是は双互協定主義を採り、其間假令尙朝貢時代の臭味を帶び、露人の悔過乞恩の結果になつたと認められて居るものゝ南京條約以降の如くに片務協定を原則として居る場合と同視することは出來ぬ。本期の特色とした所は、明末雜課の裁撤を實施し、鈔關を擴張し、其常稅收入を増加したと同時に、開禁以來次第に外國貿易の向上を來し、自ら海關に於て徵收する外部關稅は、内國貿易關稅に比して遙かに優勢の地位を占めたこと、及明代と異り輸入貨物は特殊階級に使用する金銀寶玉其他細貨類に比し、一般民生の需要に應ずる日用品雜貨を増加し、又絹茶等の輸出貿易も發展したのである。換言すれば、舊式貢獻貿易の域を去り、新式通商貿易の時代に移つたのである（註六）。

第二、條約時代は、南京條約締結以降今日に至るものとし、支那は關稅自主權を喪失し、輸出入

稅共各五分の片務協定に拘束せられ、外國貿易の保護に關し、前期に於ては通商も治外法權の場合と同じく國家の權利として之を許可したのに反し、義務として之を附與したのである。五分の關稅は、天津條約以來最近一九二三年迄六十五箇年間を通じ、四回獨り輸入稅を現實五分に改訂したのみである。内國關稅に關しては、南京條約より天津條約締結に及び、内地通過稅免除の代價として二分五厘の子口稅を協定し、次いで沿岸貿易稅をも條約に於て規定したのである。而して關稅の徵收機關に就ては、南京條約に依りて五港を開き、在來の舊關と別途に新に海關を設けることになり、太平亂の結果、厘金を創設すると同時に、一八五四年以降外國人殊に英人を首腦とする海關制度の施設を見、後團匪事件の結果、一九〇一年の最終議定書に基き、常關の一部を新海關の管轄に歸屬せしむるに至つたのである。

第三、不平等條約取消時代は、現在他の片務的協定事項の改訂と共に、主として關稅自主權獲得を達成するに在る。其遠因は前清時代よりの廢厘加稅問題に存し、其準備は一九一九年の巴里會議竝に一九二二年の華府會議條約及一九二五年十月下旬より翌一九二六年七月初旬に亘る關稅特別會議に於ける關稅自主權の聲明（一九二五年十一月十七日小委員會の決議案）となり、之が實行は由來國民黨本來の政綱に係り、民國十四年七月國民政府成立以來革命工作の一として強調せられ、同十五年十月以降不適法に内地稅名義を藉り、關稅二分五厘附加稅（奢侈品に對して五分）を廣東方面よ

り實施し、其他特稅名目の下に煙酒石油等に對する課稅を擴張し、北方政府も財政窮迫の際之を好飼として模倣し、國民政府は軍費支辨の爲に二五附加稅の擴張を計ると同時に、國論の反對があり、延期したが、六月中央財政會議の結果、關稅自主及厘金其他内地關稅の整理案を發表したのである、十七年六月北伐を完成したので、同計畫を六月上海の全國經濟會議並に七月南京の財政會議に提出し、討議する所があつた如くに着々と準備を進め、關稅條約改訂に伴つて之が實行を期せんとして居る。該案の要旨は厘金其他の通過稅を廢止し、關稅自主を期すると共に、専ら特別消費稅を設けて之が補完を爲さんとするに在る。即ち支那の國情及國民性に根帶を有し、幾百年來順致した舊式の通過稅制度を政治革命の過程とし、一朝にして之を裁撤し、所謂國民的國境關稅制度(Nationalen Grenzollsystem)に改めんとするのであるが、廣大なる區域に亘り、交通の發達、國民教育の向上、其他幾多の實質的革命が效を奏する曉ならでは、至難の業であり、今日國家の完全なる統一さへも、尙頗る疑の餘地あるを以て、其結果を豫斷することは出来ないのである。

(註一) 開禁後康熙二十四年(一六八五年)四港に海關を設置したことは、中西紀事・通志・通考、會典事例、府縣志等に依つて明かであるが、王之春の國朝柔遠記には、前年の條に記して居るのは誤りである。廈門の設關に就て、廈門志(卷七)二は同二十三年と記して居るのは、又誤りである。英國東印度會社の記録に依れば、一六八五年デライト號離港後に設置したとある。澳門の設關に關しては、廣東に專任監督を任命した當時と思はるるも、ツイサスの澳門史には、廣東に湖江する深吃水船の便宜を計り、一六八八年に之を設けたと、澳門記略には年代を記せずに、海關監督行臺及稅館を置いたこと

を記して居る。江海關は他關と同じく、康熙二十四年に鎮江城西門外の雲臺山に設けたが、同年上海に移した。(中西紀事卷三、皇朝通志卷八三、嘉慶會典事例卷一八九、國朝柔遠記卷二廣東通志卷一八〇、上海縣志卷二、澳門記略上卷梁廷楠の粵道貢國說卷四、(Montalto De Jesus, Historic Macao Pp. 125, H. B. Morse, The Chronicles of the East India Company trading to China Vol. 1, Pp. 58)

(註二) 皇朝通志卷八三、皇朝通典食貨七、東華錄(雍正)卷一、石渠餘紀卷三

(註三) 皇朝經世文編卷二六、石渠餘紀卷二、皇朝掌故彙編內編卷二二皇朝政典類纂卷一五九、皇朝經世文續編(盛康輯)卷二九

(註四) 文獻通考卷三十三、嘉慶會典事例卷一九 E. J. Fattel, Selected chapters from an unpublished History of Hongkong

(China Review XX. P. 174)

(註五) Chinese Repository Vol. 1, Pp. 456-7 國朝柔遠記卷三一五

(註六) 支那貿易増進の狀況は例へば雍正の初頃(一七二四年)廣東に入港した外國船は、僅かに四隻に過ぎなかつたが、乾隆四年(一七三九年)には十五隻に増加し(外に澳門九隻)、更に約半世紀後の同五十七年(一七九二年)には五十七隻(英船三十九隻)に上り、其輸出入貿易額は一千二百五十六萬餘兩を占め、輸入重要品は棉花・錫・海狸・檀香木・羅紗・ラセイタ(ロンケルス)等とし、輸出品は茶を大宗とし、生絲・絹布類・砂糖・亞鉛等である。又北方露國よりは、キヤクタ條約の結果、毛製品の輸入を増加するに至り、同年頃には其額三百九十七萬八千ルーブルに上つたことがある。更に半世紀後の南京條約前後には、外國船の入港は百八十隻内外で、其貿易額は五千萬兩に達し、就中一八二七年より阿片の輸入は一千萬兩に上り、一八二九年頃より一千四百餘萬に達し、輸入超過を示した。開港當時の一八四四年度に於ては、ナバラに依れば、廣東の外國船は三百九隻(十三萬六千噸)一億九千九百萬マール、上海は四百九十隻(十七萬噸)二千萬マール、廈門は三百十二隻(八萬八千噸)十八萬マールとし、福州は百三十四隻(五萬八千噸)、寧波百九十六隻(三萬四千噸)にて、合計千四百三十四隻(四十八萬六千噸)と記し、一八四八年ロバートモリンの調査書に依れば、輸出入各二千五百萬弗として居り、一八四七年の入港船舶数は、廣東三百一隻(英船二百二十一隻)、上海百一隻(英船七十六隻)、廈門六十

第二章 支那内國關稅の發達

三隻(英船三十九隻)に達して居る。開港前後の貿易統計は、主として當時の領事船會社等の報告に基いて居るが、出入する所が多い。モースの著東印度會社の對支貿易史は、同社の報告を基として編纂したものであるから、最も信を置くに足らるものである。

關稅收入に就ても、廣東海關の例は粵海關志に依れば、乾隆十四年より同四十年迄(一七四九年—一七六四年)には、各年四五十萬兩臺のものが、嘉慶に入り百萬兩を越へ、同十年(一八〇五年)には百六十萬兩を占め、其後南京條約前の道光十七年(一八三七年)迄は百五十萬兩内外に在つたものが多い。(H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company trading to China*, Vol. 1, PP. 201-4. Vol. III, PP. 328-9. Vol. IV, PP. 145, 163, 181-2, 185, 195-6, 253, 271-2, 339-40, 343, 169-70, R. Morrison, *Chinese Commercial Guide* 1834, 1848 H. B. Forbe, *China and China Trade* 1844 PP. 24-5, *Chinese Repository* Vol. XIV, PP. 280, Vol. XVI, PP. 356, Vol. XVII, PP. 383. B. Navarra, *China und die Chinesen*, PP. 690 粵海關志卷一〇)

支那内國關稅制度 其一 終り

終